

令和 3 年 12 月

治安の回顧と展望

(令和 3 年版)

警察庁警備局

掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和3年11月30日現在の
ものである。

「令和元年中」には、平成31年1月1日から同年4月30日までの期
間を含む。

目次

第1章	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う諸対策	1
第1	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の概要	1
第2	情勢	1
1	国際テロ情勢	1
2	サイバー攻撃情勢	2
3	国内情勢	3
(1)	オリンピックをめぐる情勢	3
(2)	極左暴力集団情勢	3
(3)	右翼情勢	4
4	その他の情勢	4
第3	対策	5
1	警備体制の確立	5
(1)	政府における取組	5
(2)	警察における取組	5
2	警備措置	6
(1)	聖火リレーにおける警備措置	6
(2)	東京大会における警備措置	6
3	官民連携及び国民の理解と協力の確保	8
(1)	官民連携	9
(2)	国民の理解と協力の確保	9
4	国際テロ対策	10
(1)	外国治安情報機関との連携	10
(2)	国際・国内関係機関との連携	10
5	サイバー攻撃対策	11
6	公安諸対策	11
第2章	治安を取り巻く諸情勢	12
第1	新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢	12
1	国際情勢	12
2	国内情勢	12
第2	国際関係	15
1	中国をめぐる情勢	15
(1)	習近平指導部の動向	15

(2) 内政・経済関係	16
(3) 人民解放軍の動向	18
(4) 台湾情勢	19
2 北朝鮮をめぐる情勢	20
(1) 朝鮮労働党第8回大会の開催	20
(2) 内政・経済関係	21
(3) 軍事関係	22
(4) 外政関係	23
3 ロシアをめぐる情勢	25
(1) プーチン政権の動向	25
(2) 外政関係	26
4 日韓関係をめぐる動向	28
(1) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向	28
(2) 慰安婦問題をめぐる動向	29
5 米中関係をめぐる動向	29
(1) 継続する米中対立	29
(2) サプライチェーン見直し等をめぐる動向	31
6 イランを取り巻く動向	32
(1) 大統領選挙とイラン核開発問題をめぐる動向	32
(2) イスラエル・イラン関係の緊張	34
7 アフガニスタンをめぐる情勢	35
(1) 米軍の撤退とアフガニスタン政権の崩壊	35
(2) 政権崩壊をめぐる混乱	36
(3) タリバーンによる政権運営をめぐる国際社会の動向	37
第3 国内関係	39
1 岸田内閣が発足	39
2 第49回衆議院議員総選挙結果等	39
3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向	41
(1) 工事の進捗状況等	41
(2) 県政関係	42
4 原子力政策をめぐる動向	43

5 経済・雇用情勢	43
第3章 治安情勢	45
第1 公安情勢	45
1 右翼及び右派系市民グループ	45
(1) 右翼の抗議・糾弾活動	45
(2) 右翼の違法行為の取締り	47
(3) 右派系市民グループをめぐる動向	47
2 極左暴力集団	48
(1) 革マル派	48
(2) 中核派	49
(3) 革労協	51
(4) 成田空港をめぐる情勢	51
(5) 極左暴力集団対策の推進	52
3 オウム真理教	52
(1) 教団の状況	52
(2) オウム真理教対策の推進	54
4 日本共産党	55
(1) 党勢拡大に向けた取組	55
(2) 第49回衆議院議員総選挙の結果	56
(3) 全国労働組合総連合の動向	57
5 大衆運動	58
(1) 沖縄県内における反基地運動	58
(2) 原子力政策をめぐる反対運動	58
(3) 憲法改正等をめぐる反対運動	59
(4) 反グローバリズム運動	59
(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動	60
第2 外事情勢	61
1 中国	61
(1) 日中関係	61
(2) 中国による対日諸工作等	62

2	北朝鮮	64
(1)	朝鮮総聯	64
(2)	対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙	65
(3)	北朝鮮からの木造船漂着事案	66
3	北朝鮮による拉致容疑事案等	66
(1)	拉致容疑事案等に関する現在の取組	66
(2)	拉致容疑事案等をめぐる動向	67
(3)	今後の取組	67
4	ロシア	67
(1)	日露関係	67
(2)	ロシアによる対日諸工作等	69
5	経済安全保障等に関する取組	70
(1)	経済安全保障に関する取組	70
(2)	大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策	70
6	不法滞在者対策	71
(1)	外国人入国者等の動向	71
(2)	外国人の在留をめぐる問題と対策	71
第3	国際テロ情勢	73
1	イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威	73
(1)	イスラム過激派	73
(2)	我が国を標的とするテロの脅威	74
2	日本赤軍及び「よど号」グループ	75
(1)	日本赤軍	75
(2)	「よど号」グループ	75
3	国際テロ対策等	76
(1)	情報の収集・分析と捜査の徹底等	77
(2)	水際対策の強化	77
(3)	爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する 管理者対策	78
(4)	重要施設の警戒	79
(5)	小型無人機対策	79

(6) N B C テロ対策	80
(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化	80
(8) スカイ・マーシャルの運用	81
(9) 国境離島警備体制の強化	81
(10) 防衛省・自衛隊との連携	81
(11) 武力攻撃事態等への対処	81
(12) 国際協力の推進	82
第4 サイバー空間における警備情勢	84
1 サイバー攻撃の脅威	84
(1) サイバーテロ	84
(2) サイバーインテリジェンス	84
(3) サイバー攻撃の手口	84
2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況	85
(1) 国内	85
(2) 国外	86
3 サイバー攻撃対策	89
(1) 体制	89
(2) サイバー攻撃の実態解明	89
(3) 官民連携の推進	90
4 アトリビューションにより国家レベルの関与を明らかにした サイバー攻撃事案	91
(1) 中国人民解放軍を背景に持つ可能性の高いサイバー攻撃集団 「Tick」によるサイバー攻撃事案	91
(2) 中国政府を背景に持つ可能性の高いサイバー攻撃集団 「APT40」によるサイバー攻撃事案	92
第4章 警備実施	94
第1 警衛	94
第2 警護	94
1 国内要人	94
2 外国要人	95

第5章 自然災害等への対応	96
第1 大規模災害への対処能力の強化	96
1 「警察庁災害対応指揮支援チーム」の創設	96
2 警察用航空機の運用等に関する規則の改正	96
3 災害対策基本法等の改正に伴う対応	96
第2 地震による被害	97
1 地震の概要	97
(1) 福島県沖を震源とする地震	97
(2) 千葉県北西部を震源とする地震	97
2 警察措置等	97
第3 大雨による被害	98
1 大雨の概要	98
(1) 令和3年7月1日からの大雨	98
(2) 令和3年8月の大雨	98
2 警察措置等	98
第4 台風による被害	99
1 台風第9号及び第10号の概要	99
2 警察措置等	100
第5 各種感染症への対策	100
1 新型コロナウイルス感染症への対応	100
2 新型インフルエンザ等への対応	101
3 その他国際的に脅威となる感染症への対応	101

資料

1	右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼運動に伴う事件の検挙状況 ...	(1)
2	令和3年中における右翼等による主な事件の検挙状況	(2)
3	極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び極左事件の検挙状況 ...	(3)
4	オウム真理教の拠点施設等	(4)
5	北朝鮮関係諜報事件一覧表	(5)
6	北朝鮮による拉致容疑事案	(7)
7	対北朝鮮措置に係る事件一覧表	(8)
8	大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表	(12)
9	来日外国人入管法違反の検挙人員の推移	(15)
10	国際テロ事件発生状況	(16)
11	令和3年中における主な行幸啓及びお成り一覧表	(17)
12	平成7年以降の主な自然災害による被害	(18)
13	警備関係事件主要判決（令和2年12月～令和3年11月）	(19)
14	主要事件・災害等発生日・記念日一覧表	(20)

年表（令和2年12月～令和3年11月）

第1章 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う諸対策

第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により1年延期され、令和3年（2021年）の開催となった。東京オリンピック競技大会は、同年7月23日から同年8月8日にかけて9都道府県42競技会場において、東京パラリンピック競技大会は、同年8月24日から同年9月5日にかけて4都県21競技会場において、それぞれ開催された。

また、各競技大会に先立ち、東京2020オリンピック聖火リレーが同年3月25日から同年7月23日にかけて、東京2020パラリンピック聖火リレーが同年8月17日から同月24日にかけて、それぞれ開催された。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、一部の自治体では、公道走行を取りやめて点火セレモニーのみを実施するなど、聖火リレーの実施形態が変更された。また、東京オリンピック競技大会では7都道府県（北海道、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の会場で行われた競技が、東京パラリンピック競技大会では全競技が、それぞれ無観客で開催された（注）。

警察では、東京大会等の安全かつ円滑な開催の確保に向け、テロ等違法行為の未然防止等を基本方針として、警備諸対策を推進した。そして、関係機関と緊密に連携し、国民の理解と協力を得ながら、全国警察が一体となって警備を完遂し、開催国としての治安責任を全うした。

（注） 学校連携観戦プログラムによる観戦を除く。

第2 情勢

1 国際テロ情勢

東京大会の開催をめぐっては、世界各地でテロが相次いで発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの被害に遭う事案が発生するなど、我

が国に対する国際テロの脅威が継続する中で、各国の要人が同じ時期に集中して来日すること、イスラム過激派組織がテロの標的とする国の権益が我が国には多数存在すること、これまでに我が国もI S I L（いわゆるイスラム国）やアル・カーイダ（以下「AQ」という。）からテロの標的として繰り返し名指しされていることなどから、テロが国内で発生する可能性は否定できない状況であった。また、オリンピックに関連したテロでは、昭和47年（1972年）のミュンヘン・オリンピックにおけるパレスチナ武装勢力によるイスラエル選手団襲撃事件、平成8年（1996年）のアトランタ・オリンピック期間中における市内オリンピック公園爆弾テロ事件、平成25年（2013年）のソチ・オリンピック開催を控えたロシアのボルゴグラードにおける連続自爆テロ事件が発生しているほか、平成25年（2013年）に発生したボストンマラソンにおける爆弾テロ事件等、近年においても国際的に注目を集める大規模スポーツイベントを狙ったテロが発生している。

こうした大規模スポーツイベントは、世界的に大きな注目を集めることに加え、会場等が広範囲にわたり警備措置が難しいことなどから、テロの標的になりやすい傾向にあり、さらには、欧米諸国で不特定多数の者が集まる施設等を標的としたテロが発生していることから、国際テロが国内で発生する可能性が否定できない厳しい状況下での開催となったが、テロの未然防止に向けた関連情報の収集や水際対策に取り組んだ結果、東京大会において、国際テロ事案を発生させることなく終了することができた。

2 サイバー攻撃情勢

サイバー攻撃が世界的規模で発生する中、平成30年（2018年）に開催された平昌^{ピョンチャン}冬季オリンピック競技大会においては、大会の運営に直接的な影響はなかったものの、大会運営に用いられたシステムに対するサイバー攻撃が発生した。近年、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いており、東京大会においても、その妨害や情報窃取等を目的として、競技会場をはじめとする関係施設の管理者や重要インフラ事業者等を標的としたサイバー攻撃の発生が懸念されたことから、特段の注意を払う必要があった。実際に、聖火リレーや開会式の動画配信を装った偽サイトとみられるウェブサイトの出現、東京

大会の名称を使用したマルウェアの作成、大会組織委員会のシステムからの流出ではないとみられるボランティア及びチケット購入者のID・パスワードの流出、SNS上における大会関係機関を標的としたサイバー攻撃の呼び掛け等が確認された。これらの動向により、何らかの被害が発生する可能性が否定できない状況が生じたものの、警察においても関係機関と連携して各種対策を講じてきたところ、大会の運営に影響を及ぼすようなサイバー攻撃の発生はなかった。

3 国内情勢

(1) オリンピックをめぐる情勢

東京大会に対し、反グローバリズムを掲げる勢力が中心となり、「開催費用が多額である」、「スポーツを超え、スポンサーや国家の利益のために利用する商業主義的イベントである」などと批判したほか、我が国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念等から「中止だ東京五輪」、「オリンピックより命を守れ」などと批判し、東京大会の中止や五輪の廃止を訴える抗議行動が取り組まれた。聖火リレーのグランドスタートに合わせて活発化し、令和3年4月以降は、毎週金曜日に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が入居するビル前で街頭宣伝活動が取り組まれたほか、開閉会式等の式典、競技の開催等に合わせた抗議行動が取り組まれた。このうち、オリンピック開会式の1か月前となる同年6月23日に取り組まれた「オリンピック反対6・23全国・全世界同時行動」には、約850人（主催者発表）が参加した。

なお、反グローバリズムを掲げる勢力が中心となった抗議行動には、統一共産同盟や日本革命的共産主義者同盟（JRCL）等の極左暴力集団も参加した。

そのほか、日本共産党や一部の大衆団体は、我が国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を懸念して、東京大会の中止を訴えた。

(2) 極左暴力集団情勢

極左暴力集団は、東京大会の開催に対し、機関紙等で「東京オリンピック・パラリンピック粉砕」などと主張して、抗議行動に取り組む構えを見せて

いたことから、「テロ、ゲリラ」事件や抗議行動に伴う違法行為の発生が懸念された。

聖火リレー及び東京大会に際しては、中核派（党中央）や統一共産同盟等が、全国各地で抗議行動に取り組んだ。オリンピック開会式当日の令和3年7月23日には、中核派（党中央）や統一共産同盟等が、都内で集会、デモ等に取り組んだ。

東京大会に際し、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、同月23日に中核派（党中央）が都内で取り組んだ抗議行動において、警視庁は、警備中の警察官に暴行を加えた活動家1人を公務執行妨害罪で逮捕した。

(3) 右翼情勢

我が国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念等から、右翼等の中にも東京大会に反対する考えが広がり、一部が東京大会の中止を求めて抗議活動に取り組んだ。

また、東京大会期間中は、韓国選手団が選手村で日本との過去の対立を示唆するとされる横断幕を掲出したことや、オリンピック開会式の行事・進行等、東京大会に関連する個別の事案を捉え、それぞれ韓国（選手団）、菅首相（当時）及び小池百合子都知事を批判する街頭宣伝活動に取り組む者がみられた。

東京大会期間中、右翼延べ約20団体30人10台が東京都内で街頭宣伝活動等を行った。

4 その他の情勢

令和元年に開催されたG20大阪サミットにおいては、テロ組織等と関わりのない個人がG20大阪サミット関西推進協力協議会事務局に対し、「サミット当日に爆弾を仕掛ける」などと架電する事件や、会場周辺において煙玉を放置する事件等が発生したことから、東京大会に際しても、このような者が過激な行動を引き起こし、行事の進行に影響を及ぼすことが懸念された。

こうした中、令和3年7月4日、茨城県水戸市の聖火リレー沿道において、走行中の聖火ランナーに向けて液体が発射される事件が発生し、茨城県警察は、

同日、威力業務妨害罪で女を逮捕した。また、同月16日、東京都内の聖火リレー一点火セレモニー会場周辺において、規制エリア内に爆竹が投げ入れられる事件が発生し、警視庁は、同日、威力業務妨害罪で男を逮捕した。

第3 対策

1 警備体制の確立

(1) 政府における取組

平成25年（2013年）9月に東京大会の開催が決定すると、政府は、同月、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を置き、平成26年4月には「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」を設置した。そして、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行に伴い、平成27年6月には同会議を廃止し、「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を設置するとともに、同年11月には「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、総合的な施策を推進した。

テロ対策をはじめとするセキュリティ対策については、平成26年10月に内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とする「セキュリティ幹事会」を設置するとともに、同幹事会において、東京大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」の役割を警察庁次長が担うこととされた。平成28年には、テロ対策及び災害対策を含めた警備対策とサイバーセキュリティのワーキングチームを設け、具体的な対策に取り組んだ。平成29年3月には、「セキュリティ幹事会」において東京大会のセキュリティ確保に必要となる基本的な考え方、総合的な態勢、主な対策、配意事項等が基本戦略として取りまとめられた（令和元年（2019年）7月、同基本戦略を改定）。

(2) 警察における取組

警察庁では、平成26年1月、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置した。平成29年7月、これを「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室」に改組すると同時に、大会の安全に

関する情報の集約・分析・評価を行う「セキュリティ情報センター」を設置した。平成30年4月には、大会に関する各種対策の部門横断的な総合調整を図るため、専任の長官官房審議官を新たに設置して諸対策を推進した。

東京大会では、会場が設置された9都道府県におけるそれぞれの最大時の警察官動員数を合計すると、約5万9,900人の警備体制となった。そのうち約1万1,600人は、全国から警視庁に派遣された部隊であった。

2 警備措置

(1) 聖火リレーにおける警備措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの都道府県が公道でのリレー走行を取りやめ、セレブレーション会場における点火セレモニー等の代替行事を実施した。結果として、オリンピックの聖火リレーでは、リレー走行を当初の計画通り実施したのが21県、リレー走行の一部を取りやめ代替行事を実施したのが15都県、リレー走行を全て取りやめ代替行事を実施したのが11道府県となった。また、パラリンピック聖火リレーについては、静岡県はリレー走行の一部を取りやめ代替行事を実施し、東京都、千葉県及び埼玉県は、リレー走行を全て取りやめ、セレブレーション会場における点火セレモニー等の代替行事を実施した。

警察では、観客及び聖火ランナーをはじめとする関係者の安全を確保するため、各都道府県警察の警察官で構成された聖火伴走部隊や支援部隊を配置して警戒を実施したほか、車両阻止用資機材や警察車両を活用した車両突入テロ対策を講じた。

また、出発式会場やセレブレーション会場における囲いよう措置や手荷物検査、リレーコースでの警備員やボランティアによる警戒等の自主警備について、指導・助言や共同訓練を行ったほか、制服警察官等による警戒を実施した。

(2) 東京大会における警備措置

ア 競技会場等における警戒警備・車両突入テロ対策

警察では、競技会場や選手村等の東京大会関連施設等において、警戒警備を行った。また、車両突入テロ対策として、道路管理者等と連携し、危

険箇所を抽出して歩行者保護のための防護柵やボラードの設置を促進したほか、不審車両等の突入の物理的阻止に有効な車両阻止用資機材や警察車両を活用した警戒警備を実施した。ボラード等の設置に向けた道路管理者等への申入れは、交通安全対策とも関連することから、交通部門と連携し、十分な時間的余裕を持って計画的に働き掛けた。

あわせて、レンタカー事業者やカーシェアリング事業者に対しても、借受人の不審点を認めた場合や車両盗難事案が発生した場合等における警察への通報等を依頼した。

イ 大規模集客施設等におけるテロの未然防止対策

警察では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関におけるテロの未然防止対策として、事業者や施設管理者等と連携し、施設内での警戒や不審者への職務質問等を行った。

特に、鉄道テロ対策としては、内閣官房、国土交通省及び警察庁による検討を経て、大会期間中、複数の鉄道事業者が、爆発物探知犬、旅客スクリーニング装置、画像解析カメラ等を活用し、不審者に対する手荷物検査を行うこととした。本取組の導入に当たっては、国土交通省が鉄道運輸規定を改正し、鉄道事業者による手荷物検査の根拠を明確化するとともに、手荷物検査時における鉄道事業者（その委託を受けた警備員を含む。）と警察官の連携を強化することとした。警察においても、鉄道事業者等と連携し、警察官による警乗や駅への配置を強化した。

ウ 小型無人機等対策

東京大会においては、全ての競技会場等や聖火リレーコースが、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法により対象大会関係施設に指定され、敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行が原則として禁止された。飛行禁止区域の指定は、対象ごとに範囲や期間が異なる上に、公道での聖火リレーの中止の発表に伴い迅速に解除する必要も生じることから、組織委員会や関係省庁と緊密に連携しながら対応した。

警察では、違法な小型無人機等の飛行を防止するため、東京大会関連施設の周辺における警戒、操縦者が小型無人機等の飛行に利用するおそれの

あるビル屋上や空き地等に対する管理者対策を実施した。

このほか、検知器、ジャミング装置等の資機材を配備し、小型無人機の早期発見、違法な飛行の阻止等のための態勢を整備した。こうした資機材の調達に際しては、国際的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で輸入手続の遅延等が生じたことから、関係機関等と連携し、対策に支障が生じることはないよう対応した。

エ 経空テロ対策

警察庁と国土交通省、防衛省等関係機関の間で緊密な協議を重ねた結果、開会式・閉会式の開催時にはオリンピックスタジアム（国立競技場）を中心とする半径25海里（約46キロメートル）の区域が、各競技の実施時には各競技会場を中心とする半径1.6海里（約3キロメートル）の区域が航空法に基づく飛行制限区域として設定された。

また、東京大会開催期間中には、警戒、報道等のために多数の航空機が競技会場周辺の空域を飛行することから、警察庁内に、空域統制所を設置した。ここでは、関係省庁等からリエゾンの派遣を受け、許可航空機の運航計画の調整及び動態管理を一元的に行うとともに、関係省庁等との不審機情報に係る情報共有・対処態勢を確立して、経空テロの防止を図った。

空域統制所では、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が開発したD-NE Tシステム（注）を活用し、飛行制限区域内を飛行する許可航空機の運航計画、動態情報、飛行制限区域等を電子地図上に表示し、空域統制所、関係省庁及び各運航機関との間で円滑な情報共有を実施した。同システムを使用することにより、複雑な空域統制業務を計画段階から実際に飛行する段階まで、迅速かつ容易に行うことが可能となった。

このほか、警察においては、民間航空機のハイジャック対策を一層強化するため、スカイ・マーシャルの警乗を強化した。

（注） D-NE Tシステム

JAXAが警察庁等と協力して開発した、イリジウム衛星通信を介した航空機の運航管理・情報共有システム

3 官民連携及び国民の理解と協力の確保

(1) 官民連携

警察では、競技会場等の自主警備の準備状況を事前に確認した上で、組織委員会、施設管理者等に対し、警備上必要な措置を申し入れた。特に、競技会場の管理者には、新設・改築の計画段階から要人の動線の確保、防犯カメラの増設等を、道路管理者には、ラストマイル等へのボラードやガードレールの設置等を申し入れた。また、東京大会開幕前に侵入事案が確認された施設については、機械警備の充実や警備員の増強等の具体的な改善策を申し入れた。

さらに、警察では、警備対策に関係する事業者等の協力を得るため、関係団体や所管省庁に対して、協力要請を行った。要請の相手方は、重要インフラ事業者、爆発物原料等の販売事業者、レンタカー会社、ドローン製造・販売事業者、飛行場・ヘリポートの管理者、物流事業者等と多岐にわたった。要請を行うに当たっては、最新のテロ情勢について、いたずらに不安感をあおることなく、かつ、対策の必要性についての理解が得られるように、丁寧な説明を行うとともに、取り組むべき事項について要点を絞って具体的に依頼した。

警視庁（オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部）は、平成27年11月、東京大会に協賛する企業とともに「MPD - TOKYO2020 Sponsor Partnership」を設立した。これは、東京大会の「安全・安心」の実現に寄与するための枠組みである。警視庁では、こうした場において、警察が主体となって実施する警備対策やサイバー攻撃対策の訓練のみならず、民間企業の視点から危機管理について検討する研修会を開催するなどして、官民連携の深化を図った。

(2) 国民の理解と協力の確保

警察においては、東京大会警備に伴い、大規模かつ長時間に及び交通規制や広範囲にわたる警戒警備等を実施した。こうした取組は、地域住民をはじめ国民の生活に少なからず影響を及ぼし得るものであったが、テロ等違法行為の未然防止や東京大会開催期間中の安全かつ円滑な交通の確保のためには不可欠なものであった。そこで警察では、関係省庁等と連携しながら、こうした取組に対する国民の理解と協力を得るべく、テロや不審者等に関する情

報提供の依頼とあわせて、ウェブサイトやSNS等各種広報媒体を活用した積極的かつ分かりやすい広報活動を推進した。

また、こうした広報活動を行う上では、警察や関係機関の情報発信手段だけでは限界があることから、様々な大きさのチラシやパンフレット、短時間の動画素材等を作成し、企業等にもこれらを提供するなどして、情報発信への協力を呼び掛けた。加えて、大会直前期等、より幅広い国民に情報を伝える必要がある時期には、新聞折り込み、電車内のデジタルサイネージや中吊り等も活用した広報を行った。

4 国際テロ対策

警察では、テロ等違法行為の未然防止を図ることを東京大会警備の基本方針の一つとして掲げ、外国治安情報機関、国際・国内関係機関との緊密な連携の下、各種テロ対策を行った。

(1) 外国治安情報機関との連携

海外を拠点とするテロリストの活動状況の全容を我が国のみで把握することは困難であることから、東京大会等に対するテロの脅威を的確に把握すべく、外国治安情報機関と緊密な情報交換を行い、総合的なテロ関連情報の収集・分析を行った。

(2) 国際・国内関係機関との連携

テロリストの入国を阻止するため、国際刑事警察機構（ICPO）、出入国在留管理庁、税関等の関係機関との情報共有体制を確立するとともに、関係機関と連携し、事前旅客情報システム（注1、以下「APIS」という。）、外国人個人識別情報認証システム（注2、以下「BICS」という。）、乗客予約記録（注3、以下「PNR」という。）等を活用するなど、効率的かつ効果的な水際対策を行った。また、国内における不審人物や組織に対するテロ関連情報収集に関し、国内関係機関との連携を強化した。

（注1） APIS：Advance Passenger Information Systemの略

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

（注2） BICS：Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略

来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する

要注意人物等に係る情報を照合するシステム

(注3) PNR : Passenger Name Recordの略

航空券を利用して入国する旅客の予約情報

5 サイバー攻撃対策

警察では、大会組織委員会、競技会場を管理する事業者、重要サービス事業者等と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めた。

事前対策として、東京大会の開催が決定した翌年の平成26年から、競技会場を管理する事業者、重要サービス事業者等に対して、システムのセキュリティ対策状況の確認及び助言を実施したほか、競技会場を管理する事業者等と会場制御システムに対するサイバー攻撃を想定した共同対処訓練を実施するなどの官民が連携したサイバー攻撃対策を行った。また、重要サービス事業者、大会関連事業者等に対して、IT監視システムやサーバソフトウェアのぜい弱性を狙ったサイバー攻撃等に関する注意喚起等を実施した。

また、大会期間中には、大会関係機関等との緊密な連携の下、24時間体制での即応体制を整え、サイバー攻撃発生時の対応に万全を期した。

6 公安諸対策

警察では、東京大会に対する抗議行動に起因する違法行為を未然に防止するため、情報収集活動を徹底するとともに、海外の過激な活動家の来日を念頭に置いて関係機関と連携し、水際対策を強力に推進した。東京大会期間中、反五輪を主張する者が逮捕される事案はあったものの、大会の進行に影響を及ぼすような違法行為は認められなかったほか、海外の活動家の来日も認められなかった。

また、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するため、情報収集活動を強化し、各種違法行為に対する事件捜査を徹底するとともに、非公然アジトの発見に向けた活動を推進した。

そのほか、右翼に対する情報収集活動を推進して要人等への接近を企図する右翼の動向把握に努めるとともに、違法行為の取締りを強化し、テロ等重大事案の未然防止に努めた。

第2章 治安を取り巻く諸情勢

第1 新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢

1 国際情勢

世界保健機関（以下「WHO」という。）の発表によれば、令和3年（2021年）10月31日現在で、全世界の新型コロナウイルス感染症の感染者は2億4,600万人超に上り、約500万人が死亡した。

同年2月24日、WHOは、途上国への新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）普及を目指す国際的枠組み「COVAX（コバックス）ファシリティ」を通じて、アストラゼネカ社製のワクチン60万回分をガーナに出荷したと発表した。COVAXによるワクチンの供給は、これが初となり、同年8月31日までに、139の国と地域に合計2億2,400万回分のワクチンが配布されている。世界各国のワクチン接種状況は様々であるが、WHOは、これまでにワクチンが60億回以上接種され、同年10月18日現在で、世界の人口の約半数が1回以上のワクチン接種を受けたとしている。

同年5月31日、WHOは、新型コロナウイルスの懸念すべき変異株（VOC）（注1）及び注目すべき変異株（VOI）（注2）について、最初に確認された国名ではなく、ギリシャ文字のアルファベットに基づく呼称を使用すると発表した。その必要性についてWHOは、変異株が最初に発見された国や地域の名前を呼称として使用することは、差別や偏見の原因になる可能性があることを指摘し、VOCとしてイギリス由来の変異株をアルファ株、インド由来の変異株をデルタ株と呼称、VOIとしてアメリカ合衆国由来の変異株をイオタ株、ペルー由来の変異株をラムダ株と呼称するなどとした。WHOは、VOCやVOIの定義について定期的に見直し、調整を行っている。

（注1） VOC：Variants of Concernの略

（注2） VOI：Variants of Interestの略

2 国内情勢

我が国における新型コロナウイルス感染症の感染者は172万2,610人、死亡者は1万8,261人となっている（令和3年10月31日現在）。

令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づきなされた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）は、同年5月25日、特措法第32条第5項の規定に基づき緊急事態解除宣言がなされたが、その後、新規感染者数は、同年10月末以降増加傾向となり、同年12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした状況に鑑み、令和3年1月7日、2度目となる緊急事態宣言がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間を同月8日から同年2月7日までとし、実施すべき区域を東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県とする旨が公示された。その後、感染状況や医療供給体制等に対する分析や評価が行われ、緊急事態措置区域の変更や、緊急事態措置を実施すべき期間の延長が行われた。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設等を含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年2月3日に成立、同月13日に施行された。

2度目の緊急事態宣言は、同年3月21日に解除されたが、以降も緊急事態宣言が複数回なされ、まん延防止等重点措置や対象区域の変更、実施期間の延長が行われるなど特措法に基づく措置は、長期間に及んだ。

同年9月30日をもって緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全て解除されたが、政府は、その後も感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として政策を展開していくとし、また、感染の再拡大がみられる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるとした。

ワクチンについては、同年2月14日にファイザー社製のワクチンが薬事承認され、同月17日に医療従事者への先行接種が開始され、同年4月12日には、高齢者への接種が開始された。また、同年5月21日には、アストラゼネカ社製及びモデルナ社製のワクチンが薬事承認され、モデルナ社製のワクチンは、同月24日開設の自衛隊大規模接種センター等での接種が開始され、アストラゼネカ社製のワクチンは、同年8月3日から原則40歳以上を対象とした接種が開始された。これまでに、人口の77.5%が1回、72.0%が2回の接種を受けている（11

月 1 日現在)。政府は、希望する全ての国民がワクチンを接種した段階においても、疾患により接種を受けられない人や、接種を希望しない人が一定数存在し、ワクチンの予防効果にも限界があることから、基本的な感染防止策は維持するとしている。

第2 国際関係

1 中国をめぐる情勢

(1) 習近平指導部の動向

ア 中国共産党結党100周年祝賀式典

令和3年(2021年)7月1日、中国・北京市の天安門広場において、中国共産党結党100周年祝賀式典が開催された。中国の^{しゅうきんぺい}習近平国家主席は、「小康社会(ややゆとりのある社会)を全面的に築き上げ、絶対的な貧困問題を歴史的に解決した」などと演説を行い、中国共産党の歴史的業績を強調した上で、「中国共産党がなければ新中国はない」などと中国共産党一党支配体制の成果と正当性を誇示した。また、「我々をいじめ、服従させ、奴隷にしようとする外国勢力を中国人民は決して許さない」などと強い表現を用いて外圧に立ち向かう姿勢も示した。

習近平国家主席は、演説の中で、「人民解放軍を世界一流の軍隊につくりあげる」などと軍事力強化の意向を示したほか、広域経済圏構想「一帯一路」政策の更なる推進、台湾統一の実現等についても言及した。

習近平国家主席は、演説の最後に、「中国共産党は、人民と歴史に答えを出した。今、中国共産党は団結して中国人民を率いて、次の100年の奮闘目標を実現するための新たな道を踏み出した」と述べた。

イ 香港情勢

令和2年(2020年)6月30日、香港の反体制活動を取り締まる香港国家安全維持法(注)が施行されて以降、同法に基づき、中国共産党に批判的な論調で知られる香港紙「^{ひんか}蘋果日報(アップルデイリー)」創業者の^{れいちえい}黎智英氏等のメディア関係者や元立法会議員等の50人以上の民主派関係者が逮捕・起訴されたほか、「蘋果日報」関係者等の資産が凍結され、同紙が廃刊に追い込まれた。また、当局が国家安全維持法違反の疑いがある事案の通報窓口を設置する中で、プロバイダー企業が、同法に基づく当局の要求に従い、海外に逃れた民主活動家らが運営するウェブサイトへの接続を遮断するなど、香港における抗議活動やメディア活動の萎縮が加速しているものとみられる。

さらに、令和3年(2021年)3月11日、第13期全国人民代表大会(以

下「全人代」という。)において、「愛国愛港者による香港統治」を確保するため、香港の行政長官及び立法会の選挙制度変更に関する決定が行われ、同月30日に全人代常務委員会により香港基本法の規定が改正された。これに基づき、行政長官の選出等を担う選挙委員会の権限が拡充されるとともに、事前に候補者が「愛国者」であるか否かを審査する「資格審査委員会」が新設され、中国に批判的な民主派の排除が可能になった。

同年9月、新たな選挙制度に基づき初めて実施された選挙委員会の選挙では、親中派が圧勝しており、今後実施予定の立法会選挙や行政長官選挙でも親中派が圧倒的優位を保つことになるとみられる。

(注) 令和2年(2020年)6月、全人代常務委員会で、香港国家安全維持法(国安法)が全会一致で可決され、即日公布・施行された。同法では、国家の安全に危害を加える4類型の犯罪行為(国家分裂、政権転覆、テロ活動、外国勢力と結託して国家安全に危害を加える行為)が規定され、最高刑は無期懲役とされた。

(2) 内政・経済関係

ア 内政

令和3年(2021年)1月22日、習近平国家主席は、中国共産党第19期中央規律検査委員会第5回全体会議において、腐敗を「党の政権運営における最大のリスク」と位置付け、「腐敗と反腐敗の闘争は長期間存在し、少しでも気を緩めればこれまでの成果が台無しになる可能性がある」などと述べ、更なる摘発強化を指示した。令和3年(2021年)上半期における汚職摘発件数は約32万件に上り、平成29年(2017年)以降同期比で最多となった。

同年3月5日、中国の李克強^{りこっきょう}首相は、第13期全人代第4回会議において、質の高い経済発展、科学技術の自立自強、内需拡大、環境問題等に言及した。また、李克強首相は、「国家の安全保障体系と能力を強化し、社会の安定及び安全を維持する」などとして、経済や環境、国防と並び、国家の「安全」にも言及した。

同年8月17日、習近平国家主席は、中央財政経済委員会第10回会議において、「共同富裕は社会主義の本質的な要求」として、「過度に多い所

得は適切に調整し、社会に還元することを奨励する。違法な所得は断固取り締まる」などと述べた。格差是正に向けて、税制や社会保障改革のほか、大企業や富裕層からの寄付等を通じて所得の再分配を促すとした。

同年8月24日、中国教育省は、小学校から大学院までの学校教材に習近平国家主席の政治思想「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を盛り込むと発表し、「学生は絶えず党の指示を聞き党に従う」とした。中国では、教育、芸能等若者の思想形成に影響力を持つ業界への介入が相次いでいる。

習近平国家主席は、平成30年（2018年）の憲法改正により、国家主席の任期制限（2期10年）を撤廃しており、令和4年（2022年）秋に開催される中国共産党第20回全国代表大会において、3期目入りが注目されている。

イ 経済

令和3年（2021年）1月18日、中国は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むとともに、輸出や投資がけん引する形で経済の回復が進み、令和2年（2020年）の実質国内総生産（GDP）成長率が2.3%増となったと発表した。

令和3年（2021年）3月5日、第13期全人代において、李克強首相は、今後5年間の経済や社会政策を方向付ける「国民経済・社会発展第14次5か年計画」（以下「第14次5か年計画」という。）及び2035年までの長期目標要綱を発表した。

第14次5か年計画では、科学技術分野の自立自強を国の発展戦略の支えとし、社会全体の研究開発費を年平均7%以上増やすとした。今後5年間の経済成長率目標については、「経済の動きを合理的な範囲内に保ち、年度ごとに実際の状況に応じて経済成長の所期目標を打ち出す」として具体的な数値目標は示さなかった。新型コロナウイルス感染症の世界的大流行や米中対立の長期化等不確実性が高まっていることを考慮したとみられる。

長期目標については、経済力、科学技術力及び総合的な国力を大幅に飛躍させ、一人当たりのGDPを中等先進国並にし、中間所得層を拡大

させるとした。

中国では、消費や労働を支える生産年齢人口が、平成24年（2012年）から減少し、少子高齢化は主要国の中でも最速のペースで進んでおり、60歳以上の高齢者は、令和7年（2025年）までに3億人を超える見通しである。働き手不足及び社会保障負担の増大は、将来的な中国経済の成長に悪影響を及ぼす要因の一つとみられている。

(3) 人民解放軍の動向

オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は、平成28年（2016年）7月12日、南シナ海の領有権主張をめぐり中国が主張の根拠としてきた「九段線」について、フィリピンの主張を認め、「中国が主張する歴史的権利には法的根拠はない」などとする判断を示した。判決から5年が経過した現在も、中国政府は判決について、「違法かつ無効で、1枚の紙くずだ。中国は受け入れない」と従来の見解を繰り返しながら、南シナ海の軍事拠点化を継続し、その実効支配を強めている。

中国人民解放軍は、令和3年(2021年)中も南シナ海において、空母「遼寧^{りょうねい}」及び「山東」による演習や、陸海空軍合同の島しょ上陸演習等を実施している。同年4月23日には、中国初となる強襲揚陸艦の就役式が中国・海南省三亜の軍港で開かれ、習近平国家主席が出席した。この日は強襲揚陸艦のほか、大型のミサイル駆逐艦と晋級^{じん}戦略原子力潜水艦の新造艦も就役した。このほか、同年3月上旬、準軍事組織の海上民兵が搭乗しているとみられる中国漁船約220隻がフィリピン・パラワン島沖の南シナ海上に集結する動向が確認されている。習近平国家主席は、同年6月29日、南シナ海で権益を守ることに関わった海上民兵組織で活動する男性を含む計29人に対し、中国共産党創設100年に合わせて新設した荣誉賞「七一勳章」を授与した。

中国が南シナ海の実効支配を進める中、米国は、トランプ大統領からバイデン大統領に政権交代後も、中国に対する強硬姿勢を継続している。米国のプリンケン国務長官は、令和3年（2021年）7月11日、「ルールに基づく海洋秩序が南シナ海ほど脅かされている場所はない」、「中国は世界の航行の自由を脅かしている」などと中国を非難する声明を発表した。米国海

軍は、同年2月9日には空母2隻を中心とする空母打撃軍による演習を実施し、同年7月12日にはミサイル駆逐艦による航行の自由作戦を実施するなどして中国の動きをけん制した。また、欧州連合（EU）は、同年4月24日、「南シナ海の緊張は地域の平和と安定を脅かす」との声明を発表したほか、令和3年（2021年）に入り、英国やフランスも南シナ海に空母やフリゲート艦等を派遣し、米国と同様、中国をけん制する動向を示した。

一方、南シナ海の領有権を中国と争っている東南アジア諸国連合（ASEAN）関係国の動向として、ベトナムは、令和3年（2021年）に入り南部沿岸2省で海上民兵部隊を発足、マレーシア海軍は、同年7月下旬、マラッカ海峡で英国空母と演習を実施するなどしている。また、同年8月に開催されたASEAN外相会議の共同声明では、南シナ海情勢について、「複数の閣僚が、地域の安定を損なう可能性のある活動や、深刻な事件について懸念を表明した」との表現を盛り込み、名指しは避けつつも中国をけん制した。他方、ASEAN諸国は、経済面で中国との連携を無視できない側面もあり、米中両国は、東アジアサミット外相会議に参加するなど、自国陣営への取り込みを模索する動向を示していることから、今後、南シナ海問題をめぐり、米中両国によるASEAN諸国への介入が続くものと見込まれる。

(4) 台湾情勢

令和3年（2021年）7月に開催された中国共産党結党100周年祝賀式典において、習近平国家主席は、「台湾問題を解決し、祖国の完全な統一を実現することは、党の揺らぐことのない歴史的任務」などと演説した上で、平和的な統一を進めると強調し、「いかなる「台湾独立」のたくらみも断固として粉碎する」と台湾をけん制した。

この演説に対し、台湾の蔡英文政権で対中政策を担当する大陸委員会は、「中国共産党側が一方向的に唱える「一つの中国」について、既に2,300万人の台湾人が明確に拒否をしている」とする声明を発表し、同声明内で「北京当局は、現実を直視し、台湾の民意を尊重すべきだ」などと主張した。

また、同年3月、中国当局は、検疫を理由に台湾産パイナップルの輸入を停止したほか、同年5月、蔡英文総統が、新型コロナウイルスに対する

ワクチン購入に関して、中国による妨害を受けていると表明した。

さらに、同年8月、中国は、台湾との外交関係強化を表明したりトアニアに対し、駐リトアニア中国大使の召還を決定した上、農産物の輸入規制措置を講じるなど、台湾と関係強化を図る国に対する揺さぶりを掛けているとみられる。このように、中国による外交・経済・安全保障上の様々な分野における台湾への圧力が続いている。

こう着する中台関係に対し、米国のバイデン政権は、トランプ政権に引き続き軍事面を含めて台湾を支援する姿勢を鮮明にしている。令和3年（2021年）1月、昭和54年（1979年）の断交後初めて、大統領就任式に駐米台北経済文化代表処代表を招待したほか、米国のポンペオ国務長官（当時）は、中国政府に配慮して自主的に設けてきた台湾当局との接触に関する制限を撤廃すると表明した。

また、令和3年（2021年）4月16日に開催された日米首脳会談では、昭和44年（1969年）以来となる日米共同文書への「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す」旨の記載を行った。

こうした情勢に対し、台湾を絶対に譲れない「核心的利益」と位置付ける中国は、「強烈な不満と断固とした反対」を表明しているほか、同年10月4日、1日の数としては過去最多となる中国軍の戦闘機等56機を台湾の防空識別圏に侵入させるなど、強い反発姿勢を示しており、今後も台湾をめぐる対立は、一層顕在化していく可能性が否定できない。

2 北朝鮮をめぐる情勢

(1) 朝鮮労働党第8回大会の開催

ア 国家経済発展5か年計画のテーマは「自力更生、自給自足」

北朝鮮は、令和3年（2021年）1月5日から同月12日にかけて、朝鮮労働党（以下「党」という。）第8回大会を開催し、^{キムジョンウン}金正恩党委員長（当時）兼国務委員会委員長を党総書記に推戴した（以下「金正恩党総書記」という。）。

金正恩党総書記は、開会の辞で、前回大会後の5年間について、「難局」

と「障害」の中でも「巨大な勝利を勝ち取った」などと成果に言及する一方、この期間中における経済発展の目標を示した「国家経済発展5か年戦略」について、「掲げた目標はほぼ全ての部門で甚だしく未達成」の状態として、経済の不振を認めた。

また、新たな「国家経済発展5か年計画」では、自立的構造を完備して輸入依存度を低下させ、人民生活の安定に向けた要求を反映するテーマとして、「自力更生、自給自足」を掲げた。

イ 核開発を含めた軍事力強化方針に言及

金正恩党総書記は、同大会で、北朝鮮は「国家核武力完成という歴史的大業、ロケット強国偉業」を実現したと指摘し、「威力ある核弾頭と、弾頭操縦能力が向上した全地球圏打撃ロケットの開発」といった課題を貫徹したと述べた。

また、「中核的な構想と重大な戦略的諸課題」として、戦術核兵器の開発や超大型核弾頭の継続的な生産、1万5,000キロメートル射程圏内の戦略的諸対象を正確に打撃する命中率の向上、核先制及び報復打撃能力の高度化、水中及び地上固体発動機大陸間弾道ミサイル開発事業の推進、原子力潜水艦と水中発射核戦略兵器の保有、無人偵察機等の開発等を挙げ、核開発を含めた軍事力の強化に言及した。

このほか、同大会の開催を記念して実施された閲兵式では、令和元年（2019年）10月2日に発射された潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）「北極星3」型と形状が類似した新型SLBMとみられるもののほか、新型の短距離弾道ミサイル（SRBM）とみられるものが公開された。

(2) 内政・経済関係

ア 新型コロナウイルス感染症対策の長期化への対応

北朝鮮は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、令和2年（2020年）1月末から国境を封鎖し、人的往来や物流を制限するなど、徹底した防疫事業を講じている。金正恩党総書記は、令和3年（2021年）2月8日から同月11日にかけて行われた党中央委員会第8期第2回全員会議において、「今年の事業で非常防疫事業の完璧性を保障することが重要な諸課題のうち第1位だということを肝に銘じ、あらゆる状況に

迅速に対処すべき」などと述べ、防疫事業の重要性を強調している。

また、党機関紙である労働新聞は、令和3年（2021年）6月8日付けの記事で「世界的に感染力と致死率の高い各変異ウイルスが引き続き高い速度で伝播しており、大流行病事態が一層深刻化している」と指摘した上で、「大流行病事態が早期には終息し難いということを肝に銘じ、強度の高い非常防疫事業」を推進しなければならないと主張した。

イ 金正恩党総書記が食糧事情の緊張を指摘

北朝鮮は、令和3年（2021年）6月15日から同月18日にかけて、金正恩党総書記指導の下、党中央委員会第8期第3回全員会議を開催した。同会議では、「差し当たっての食糧危機を克服するための緊急対策を講じること」について討議され、金正恩党総書記が、「今年の台風被害によって穀物生産計画に達しなかったことにより、現在人民の食糧状況は緊張している」と食糧事情の悪化を認めた。

また、金正恩党総書記は、「人民が最も関心を持って望む切実な諸問題を至急解決するための決定的な施行措置」を講じるための特別命令書に署名した。

(3) 軍事関係

ア 北朝鮮によるミサイル発射動向

北朝鮮は、令和2年（2020年）に引き続き、令和3年（2021年）3月以降、新型SLBMや「極超音速ミサイル」と称するミサイル等、新たに開発又は改良したとみられるミサイルを発射した（注）。

同年3月25日の弾道ミサイル発射については、「既の開発された戦術誘導弾の核心技術」に加え、弾頭重量を2.5トンに改良した「新型戦術誘導弾」の「試験発射」として行われ、「低高度滑空跳躍型飛行方式の変則的な軌道特性」が再実証され、「試験発射」は「成功裏に行われた」と報じられた。

また、同年9月15日には、「初めて実戦導入された鉄道機動ミサイル体系」の「射撃訓練」と称し、2発の弾道ミサイルを発射した。同ミサイルは、変則軌道で約750キロメートル程度飛翔^{しょう}し、我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したものと推定されている。

さらに、同年9月28日には、新たに開発した「極超音速ミサイル「火星8」型」の「試験発射」と称し、弾道ミサイル技術を使用したミサイルを日本海に向けて発射したほか、同年10月19日には、朝鮮半島東部の新浦^{シンポ}付近から「新型潜水艦発射弾道弾」の「試験発射」と称し、SLBMを日本海に向けて発射した。

北朝鮮は、こうしたミサイルの発射を繰り返すことによって、ミサイル関連技術の高度化や能力の向上を図っていると考えられる。

(注) 令和3年(2021年)3月25日、9月11日、同月12日、同月15日、同月28日、同月30日、10月19日

イ 国防発展展覧会「自衛2021」を開催

北朝鮮は、令和3年(2021年)10月11日、最近5年間で開発されたミサイル等を展示する国防発展展覧会「自衛2021」を開催し、金正恩党総書記が、記念演説で、「我が国家が到達した国防科学、軍需工業の驚異的な発展像とその目覚ましい展望を誇示する、大規模閱兵式に劣らぬ一大国力示威となる」などと述べた。

同展覧会では、大陸間弾道ミサイル(ICBM)やSLBM、「極超音速ミサイル「火星8」型」とみられるものなどが展示された。

(4) 外政関係

ア 対米関係

金正恩党総書記は、令和3年(2021年)1月の党第8回大会で、前回大会からの5年間で「朝米間の力学関係を劇的に変化させ、我が国家の尊厳と威信を立派に誇示した」と述べた上で、「数回の朝米首脳会談は、世界政治史の特大的出来事」と位置付けた。

一方、対外政治活動については、「最大の主敵である米国を制圧して屈服させることに焦点を合わせて志向させるべき」と指摘するなど、米国との対決姿勢をあらわにした。その上で、対米関係を樹立する「鍵」は「米国が対朝鮮敵視政策を撤回するところ」とあると強調した上で、米国に対しては、「強対強、善対善の原則」で臨む立場を表明した。

また、金正恩党総書記は、令和3年(2021年)6月15日から同月18日に行われた党中央委員会第8期第3回全員会議で、米国の新たな対北朝

鮮政策を詳細に分析した上で、米朝関係における活動方針について、「対話にも対決にも共に準備されていなければならず、特に対決にはさらに抜きなく準備されているべき」との方針を示した。

さらに、金正恩党総書記は、同年9月28、29両日に開催された最高人民会議第14期第5回会議で、米朝関係について、「米国の軍事的脅威と敵視政策に少しも変わったところがなく、むしろその表現の形態と手法は一層狡猾こうかつになっている」と強調した。

一方、バイデン政権は、対北朝鮮政策について、「調整された現実的なアプローチ」により外交を模索するとした上で、前提条件なしの対話を呼び掛けているものの、北朝鮮がこれに応じる姿勢を示しておらず、米朝間に立場の隔たりが認められる。

イ 対韓国関係

金正恩党総書記は、令和3年（2021年）1月の党第8回大会において、「南朝鮮では依然として、朝鮮半島情勢を激化させる軍事的敵対行為と反共和国謀略騒動」が続いており、関係改善の展望は不透明とした上で、「我が民族は、重大な岐路に立っている」旨の立場を示した。

また、南北関係の改善は「全面的に南朝鮮当局の態度」次第とし、韓国側の態度によっては、「北南関係が再び3年前の春の日のように全同胞の念願の通り、平和と繁栄の新たな出発点へと戻ることもあり得る」と指摘した。

さらに、同年7月27日には、「全同胞は現在、挫折と沈滞の状態にある北南関係が一日も早く回復することを切に望んでいる」とした上で、「北南首脳は最近、幾度かにわたってやり取りした親書を通じ、断絶している北南通信連絡通路を復元する」ことに合意したと朝鮮中央通信が報じ、韓国大統領府も同日、南北間の通信が再開されたと発表した。

一方、同年8月10日、北朝鮮は、キム ヨジョン 金与正党中央委員会副部長の談話で、合同軍事演習を開始した米国及び韓国を「朝鮮半島情勢をより危うくする決して歓迎され得ない、必ずや代価を支払うこととなる自滅的な行動」と批判した上で、韓国当局に対しては、「背信的な行為に強い遺憾の意を表す」と指摘した。また、北朝鮮は、同日午後、南北通信連絡線の定時

通話に応じず、南北間の通信は再び不通となった。

こうした中、韓国の文在寅^{ムンジェイン}大統領は、同年9月21日、国連総会で、「朝鮮戦争の終戦宣言に向け、改めて国際社会の協力を要請したい」などと演説した。一方、金正恩党総書記は、同月の最高人民会議第14期第5回会議で、南北関係について、「新たな段階へと発展」するか、「悪化状態が続くのか」は韓国の態度次第であるとし、韓国に「危害を加える考えはない」と言及した上で、米韓合同軍事演習を受けて断絶させていた南北通信連絡線を再度復旧する意思を表明した。韓国統一部は、同年10月4日、同連絡線の復旧を確認したことを明らかにした。

ウ 対中国・ロシア関係

金正恩党総書記は、党第8回大会において、前回大会からの5年間で、「特殊な朝中関係の発展に優先的な力を入れた」とし、5回にわたる首脳会談により「戦略的意思疎通と相互理解を深めて両党間の同志的信頼を深めた」と指摘した上で、「朝中親善関係の新たな章を開いた」と強調した。

また、ロシアとの親善・協力関係を発展させるための対外活動を進め、「親善関係を拡大し発展させることの出来る礎石を整えた」と指摘した。

特に、中朝関係については、双方の最高指導者が、記念日等に祝電を送付し、伝統的な親善関係の更なる発展を強調している。

3 ロシアをめぐる情勢

(1) プーチン政権の動向

プーチン大統領は、平成26年（2014年）にウクライナのクリミアを「併合」して以降、非常に高い支持率を維持し、平成30年（2018年）3月のロシア大統領選挙では7割を超える得票率で圧勝した。しかし、同年6月にロシア政府が受給開始年齢を引き上げる年金改革法案を発表したところ、支持率が低下した。また、令和2年（2020年）5月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と景気の急速な悪化の影響等に伴い、支持率は更に低下した。

令和3年（2021年）4月、プーチン大統領は、内政や外交の施政方針を

示す年次教書演説の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で国民生活が悪化していることを背景に、子育て世帯への支援拡充や労働市場の回復に取り組み、経済を活性化させる方針を示した。同年 8 月には、プーチン大統領は、軍や治安関係者に平均 1 万 5,000 ルーブル（約 2 万 2,000 円）を支給することや、年金受給者に 1 万ルーブル（約 1 万 5,000 円）の一時金を支給することを表明した。

他方、令和 2 年（2020 年）8 月に猛毒ノビチョク系の神経剤で襲撃された野党指導者ナヴァリヌイ氏が療養先のドイツからロシアに帰国した令和 3 年（2021 年）1 月、ロシア当局は、同氏を空港内で拘束した。また、同年 2 月、ロシア・モスクワの裁判所は、同氏が過去に詐欺罪等で受けた執行猶予付き禁固刑（3 年 6 月）を実刑に切り替えることを決定した。さらに同年 6 月、プーチン大統領は、過激派組織に認定された団体の関係者が選挙に出馬することを一定期間禁止する改正法案に署名し、モスクワの裁判所は、ナヴァリヌイ氏が率いる 3 団体を過激派組織と認定した。

同年 9 月 19 日、ロシア国家院選挙が行われ、プーチン大統領が率いる政権与党「統一ロシア」が、単独で憲法改正が可能な 3 分の 2 以上の 324 議席（定数 450）を獲得した。しかし、一部野党は、この選挙において多数の不正があったとして抗議運動を行った。今後、こうした運動の規模がより拡大すれば、プーチン大統領の更なる支持率低下を招き、政権運営に支障を来す可能性もある。

(2) 外政関係

ア 米国への対応

令和 3 年（2021 年）1 月 26 日、プーチン大統領は、米国のバイデン大統領と初の電話会談を行い、米露間の核軍縮枠組み「新戦略兵器削減条約（新 S T A R T）」を令和 8 年（2026 年）2 月まで 5 年間延長することで原則合意し、令和 3 年（2021 年）2 月 3 日、両国は正式合意した。

同年 4 月 15 日、米国政府は、ロシアがサイバー攻撃や令和 2 年（2020 年）の米国大統領選に介入したとして、米国に駐在するロシアの外交官 10 人に国外退去を命じるなどの対ロシア制裁を発動したと発表した。一方、ロシア外務省は、同月 16 日、米国の対露制裁への報復措置として、ロシ

アに駐在する米国人外交官10人の追放等を発表した。

同年4月21日、プーチン大統領は、年次教書演説において、ロシアの国益を損ねる挑発行為には「迅速かつ強硬な対応」をとると警告する一方で、国際社会の全てのメンバーと良好な関係を維持したいと述べるなど、対話継続に意欲を示した。

同年5月19日、ロシアのラヴロフ外相は、米国のブリンケン国務長官とアイスランド・レイキャビクで初めて対面会談し、関係悪化を避け、「戦略的安定」を目指す方針を確認した。

同年6月16日、プーチン大統領とバイデン大統領は、スイス・ジュネーブで、同年1月のバイデン政権発足後初めてとなる対面会談を行った。両首脳は、核軍縮を含む軍備管理等を協議する「戦略的安定対話」を開始することで合意したものの、ロシアを拠点としたハッカー集団によるサイバー攻撃やロシアの人権問題等をめぐり、バイデン大統領が懸念を表明し、プーチン大統領が米国の主張に反論するなど、見解の溝は埋まらなかった。

イ ウクライナへの対応

平成26年（2014年）2月にウクライナのヤヌコーヴィチ政権が崩壊した後、ロシアは、ロシア系移民の多いクリミアを「併合」するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を継続した。

令和3年（2021年）3月、ロシアは、軍事演習を理由にクリミアやウクライナとの国境付近に軍部隊を結集させた。これに対し、同年4月12日、主要7か国（G7）の外相は、ロシアがクリミアやウクライナとの国境付近に軍部隊を結集させているとして「深い懸念」を示す共同声明を発表した。同月22日、ロシアのショイグ国防相は、「戦闘能力の緊急点検が終了した」と説明し、同月23日、ロシア軍は、ウクライナとの国境付近から撤収を開始した。

同年7月12日、プーチン大統領は、ロシア大統領府のサイトにおいて、「ロシア人とウクライナ人との歴史的な一体性」と題する論文を発表した。プーチン大統領は、この論文の中で、「ウクライナの真の主権は、ロシアとのパートナー関係によってのみ可能になると確信している」と主

張した。ウクライナのゼレンスキー大統領は、この論文について、両国の関係は、プーチン大統領が言うような「兄弟の間柄とは異なる」と批判した。

同年8月23日、ゼレンスキー大統領は、クリミアの奪還に向けた外交枠組み「クリミア・プラットフォーム」の初会合をウクライナ・キエフで開催した。ロシアは、「ロシアに非友好的な行事」などと強く反発した。

ロシアは、今後もクリミア併合の正当性を主張し、ウクライナのクリミア奪還に向けた動向に対し、けん制を行っていくものとみられる。

ウ ベラルーシへの対応

令和3年（2021年）2月22日、プーチン大統領とベラルーシのルカシェンコ大統領が、ロシア・ソチで会談し、旧ソ連国内における反体制派の動きの背後に欧米の干渉があるとの見方で一致した。

同年5月23日、ベラルーシ当局は、領空を通過中のギリシャ発リトアニア行きの旅客機を「爆発物が仕掛けられた可能性がある」として、ベラルーシ・ミンスクの空港に緊急着陸させ、搭乗していた反政権派メディアの創設者プロタセビッチ氏を拘束した。その後、機体から爆発物は発見されず、欧米諸国がベラルーシを非難したが、ロシアは「ベラルーシ当局は国際法の規範に従った」、「拘束はベラルーシの国内問題だ」などとベラルーシを擁護した。

4 日韓関係をめぐる動向

(1) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向

旧朝鮮半島出身労働者らによる損害賠償請求訴訟をめぐり、韓国大法院は、平成30年（2018年）10月、日本製鉄（旧新日鉄住金）に賠償を命じる判決を確定させた。同判決を受け、令和2年（2020年）8月4日、大邱^{テグ}地方裁判所が講じた同社保有一部分資産の差押命令決定に係る「公示送達」の効力が発生した。同年12月9日には、韓国国内資産の売却命令に関し、日本製鉄の意見を聴取する審問書について、「公示送達」の効力が発生した。また、日本製鉄が保有する韓国資産の売却に関連し、鑑定人が資産を鑑定し、令和3年（2021年）1月15日付けで鑑定書を大邱地方裁判所に提出した。

そのほか、平成30年（2018年）11月、三菱重工業に賠償を命じる判決が確定した訴訟をめぐり、令和2年（2020年）12月29日及び同月30日、大田^{テジョン}地方裁判所による同社保有資産の差押命令決定合計4件に係る「公示送達」の効力が発生した。さらに、同裁判所は、令和3年（2021年）9月27日、韓国国内に保有する三菱重工業の商標権2件及び特許権2件の売却命令を決定した。これに対し、三菱重工業は即時抗告し、実際に資産が現金化されるまでには一定の時間を要するとみられる。

(2) 慰安婦問題をめぐる動向

元慰安婦らが、平成25年（2013年）8月、日本政府に損害賠償を求めて調停申請し、平成28年（2016年）1月に正式な裁判に移行した損害賠償請求訴訟について、ソウル中央地方裁判所は、令和3年（2021年）1月8日、主権免除の原則が適用されないとして、原告側の請求を認め、日本政府に賠償を命じる判決を下した。

一方、別の元慰安婦らが、平成28年（2016年）12月、日本政府を相手取って起こした損害賠償請求訴訟について、ソウル中央地方裁判所は、令和3年（2021年）4月21日、主権免除の原則は適用されるとして、原告側の訴えを却下した。同訴訟については、原告の一部が判決を不服として控訴しており、長期化が予想される。

5 米中関係をめぐる動向

(1) 継続する米中対立

ア バイデン政権の誕生

令和3年（2021年）1月20日、ジョー・バイデン氏が第46代米国大統領に就任した。連邦議会議事堂前で開かれた就任式で、バイデン大統領は「同盟関係を再構築し、再び世界に参与していく」などと述べ、トランプ前政権の「米国第一主義」から国際協調路線に戻る方針を示し、多国間の枠組みを重視する姿勢を表明した。

イ 強硬な対中姿勢の継続

対中政策に関して、米国議会は、トランプ前政権時代から超党派で強硬姿勢を支持しており、バイデン政権もトランプ前政権と同様、中国を

脅威と捉え、戦略的競争相手と位置付けた。

令和3年(2021年)2月10日、バイデン大統領は、中国の習近平国家主席と就任後初となる電話会談を行い、米国民の安全や繁栄、健康を守ることとともに「自由で開かれたインド太平洋」を維持していくことが政権の優先事項であることを強調した。同年3月25日の大統領就任後初の公式記者会見では、中国を「独裁国家」と呼び、中国との関係を「21世紀における民主主義国家と専制主義国家の有用性をめぐる闘い」などと表現した上、中国・新疆^{しんきょう}ウイグル自治区や香港での人権侵害問題、米中貿易摩擦、南シナ海や東シナ海、台湾等をめぐる軍事圧力について言及し、中国への対抗姿勢を明確にした。

(7) インド太平洋をめぐる動向

令和3年(2021年)3月12日、日米豪印の4か国(Q u a d)は、初となる首脳級会合をテレビ会議形式で開催し、強引な海洋進出を進める中国を念頭に、4か国が「自由で開かれたインド太平洋のための共通のビジョンの下で結束している」などと明記した共同声明を発表した。同日、中国の趙立堅^{ちようりっけん}報道官は、同首脳会合について「第三国を標的にしたり、その利益を損なったりすべきではない」などと批判した。

(1) 多様化する米中対立点

令和3年(2021年)5月18日、北京冬季オリンピックに関する米国連邦議会上下両院合同のテレビ会議形式での公聴会に出席した米国のペロシ下院議長は、「中国では香港、チベット、新疆ウイグル自治区等で人権が侵害されている」などと批判し、「ジェノサイド(民族大量虐殺)が行われている中で各国首脳が北京冬季オリンピックに参加すれば道徳的な疑問が突き付けられる」として各国首脳らによるオリンピック不参加の外交的ボイコットを呼び掛けた。

これに対し、同月19日、趙立堅報道官は、記者会見で「人権問題を利用して中国を中傷し、北京冬季オリンピックの妨害や破壊を企てている」などと批判し、米側をけん制した。

令和4年(2022年)2月に北京冬季オリンピックが開催される予定

の中で、米中対立は、貿易摩擦、人権問題、軍事圧力等に加え対立点を増やし、一層先鋭化している。

(2) サプライチェーン見直し等をめぐる動向

ア 基幹産業供給網の見直し

令和3年(2021年)2月24日、バイデン大統領は、基幹産業を支える重要部材のサプライチェーンの問題点と対応策を検討するよう求める大統領令に署名した。同大統領令は、連邦政府の関係部局に対し100日間で半導体、大容量電池、医薬品及び重要鉱物の4品目についてサプライチェーンの課題を洗い出すよう命じるものである。また、バイデン大統領は、サプライチェーンの見直しは米国の競争力を維持・強化するのに必要不可欠として、「米国と利益や価値観を共有しない国に頼るべきではない。供給網が圧力として使われないよう、信頼できる国々と協力する」などと述べたことから、中国に依存しない調達体制を目指す狙いがあるとみられる。

イ 米国連邦通信委員会による中国通信関連5社への認証禁止

令和3年(2021年)3月12日、米国の電気通信・放送分野における規則制定・行政処分の実施を所掌している連邦通信委員会(FCC)は、中国企業5社を国家安全保障への脅威に指定した。指定された5社は、通信機器の華為技術(ファーウェイ)と中興通迅(ZTE)、監視カメラの杭州海康威視数字技術(ハイクビジョン)と浙江大華技術(ダーファテクノロジー)及び無線通信機器の海能達通信(ハイテラ)である。また、同年6月17日、同委員会は、情報流出等安全保障上の脅威があるとして同5社の通信機器を認証しない方針を決定した。同委員会のローゼンウォーセル委員長代理は、「信頼できない機器を通信網から排除する」などと述べた。これに対し、同月18日、趙立堅報道官は、記者会見で「断固反対する。米国は何の証拠も出せない状況で国家の力を乱用している」などと主張した。

ウ 新疆ウイグル自治区での人権侵害問題をめぐる対立

令和3年(2021年)3月1日、米国通商代表部(USTR)は、中国・新疆ウイグル自治区での人権侵害問題に「最優先で対処する」などと

記載した年次報告書を議会に提出した。同自治区での人権侵害問題をめぐっては、トランプ前政権が同年1月、同自治区で生産された綿製品とトマトの輸入禁止を発表したほか、バイデン政権は強制労働によって生産された製品の排除を最優先事項と位置付けるなど、人権侵害問題に対する厳しい姿勢を示している。

同年6月23日、米国商務省は、同自治区での強制労働等の人権侵害問題に関わっているとして、中国の5つの企業・団体を禁輸措置の対象に指定したと発表した。指定された5企業・団体は、太陽光パネル部材製造の合盛硅業（ホシャインシリコンインダストリー）、新疆大全新能源（ダコニューエナジー）、新疆協鑫新能源材料科技（GCLニューエナジーマテリアルテクノロジー）、非鉄金属製造の新疆東方希望有色金属（イーストホープ非鉄金属）及び新疆綿等を生産する準軍事組織の新疆生産建設兵団（XPCC）である。

同月24日、中国商務省の高峰報道官^{こうほう}は、記者会見で「新疆の強制労働問題は完全に事実と反する。米国は直ちに誤ったやり方を正さなければならぬ」と反発した。

サプライチェーンに関する米中の主張は、安全保障や人権侵害問題をめぐって平行線をたどっており、両国の緊張関係の緩和には至っていない。

6 イランを取り巻く動向

(1) 大統領選挙とイラン核開発問題をめぐる動向

令和3年（2021年）6月に実施されたイラン大統領選挙では、強硬派のライースィ司法権長が圧勝した。

今回の選挙では、憲法擁護評議会での資格審査において穏健派の有力候補が複数排除され、投票直前には、ライバル候補が次々と出馬を辞退するなど、終始ライースィ司法権長に有利に進んだ。

このため、ハメネイ最高指導者の意向が強く反映された「仕組まれた選挙」との批判があったほか、ライースィ司法権長を次期最高指導者に推挙するために大統領として箔を付ける意図があったとも指摘された。

ハメネイ最高指導者は、国民に投票への参加を呼び掛けたが、投票率は48.8%と過去最低となり国民の関心は低いものとなった。

これは、候補者の選択肢が限られ、選挙がライースィ司法権長への事実上の信任投票となり、反体制派による投票ボイコットの呼び掛けや経済回復に失敗したローハニ政権への不信感も重なって、国民の政治への失望感が強く投票率に影響したものと考えられる。

米国による経済制裁の復活でイラン経済が極度に悪化した結果、包括的共同作業計画（JCPOA）、いわゆる核合意による経済改善を訴えた穏健派の政策は失敗したこととなり、穏健派のローハニ政権に対する国民の失望は大きく、対欧米強硬派の伸長につながった要因の一つとなった。

ライースィ司法権長は、選挙キャンペーン中、制裁に対抗するための「国内生産の強化」及び「経済外交の展開」を掲げた一方で、「制裁の解除」にも言及しており、最高指導者の指針に従い対外的に強硬な姿勢を保ちながら、制裁解除に向けて核協議を継続しつつ、周辺諸国との関係改善にも取り組んでいく姿勢を示していた。

同氏は、同年8月25日、組閣案の議会承認を経て新政権を発足させたが、政権は強硬派で占められており、19人の閣僚のうち少なくとも4人はイスラム革命防衛隊（IRGC）出身者であるなど、新政権の政策決定は軍、IRGCからの支持を得つつ、最高指導者の意向が直接反映されたものとなっていくであろうとの指摘もある。

同年1月20日、核合意への復帰等、イランとの関係改善に取り組むと公言していたバイデン政権が誕生し、同年4月からはオーストリア・ウィーンにおいて、核合意の立て直しに向けたイランと米国の間接協議が開始されたが、米国がミサイル開発を含めた合意の修正に向けて協議したいとの考えを示す一方、イラン側は一貫して制裁の無条件解除を求め、また、合意の修正には応じない姿勢を示している。

両国による協議は、同年6月20日に開催された6回目の会合以降、イラン大統領選挙により中断していたが、同年11月29日に再開した。

イラン側は、米国による合意離脱以降の全ての制裁解除と再び合意を離脱しないことへの保証を求めており、ミサイル開発や周辺地域への影響力の行

使について協議したいとする米国側との隔たりは大きく、協議は難航が予想され、今後の行方が注目されている。

令和2年(2020年)11月、国際原子力機関(IAEA)は、イランの低濃縮ウラン貯蔵量が、核合意により規定されている上限の約12倍となる2,442.9キログラムに達したと指摘していたが、さらに、令和3年(2021年)5月には、イランが核兵器の製造に使用される可能性がある濃縮ウランの備蓄増加を継続しており、ウラン濃縮も63%に達していることを公表した。

また、同年9月、IAEAは、イランが査察官の現場への立入りを拒否しているため、検証・監視活動に深刻な支障が出ているとして、査察等に関し調整を続けていたところ、監視を継続することで同国と合意したと発表した。

しかし、同年11月17日付けのIAEAの報告書では、イランが一部施設は合意の対象外であるとして査察を拒否していることに加え、濃縮度60%のウラン備蓄量を17.7キログラムまで増やしている点等を指摘し、深刻な懸念を表明している。

(2) イスラエル・イラン関係の緊張

イスラエルは、イランの核開発阻止が安全保障上の最優先課題であることを主張しており、ウィーンにおける米国とイランの間接協議に対して、一貫して核合意の立て直しに反対する姿勢を示している。

こうした中、令和3年(2021年)3月、地中海を航行中のイラン国営海運会社の貨物船が爆発物により損傷を受ける事案が発生し、イラン当局はイスラエルの関与を示唆した。

さらに、同年4月には、IRGCの秘密前線基地として使用されていた可能性が指摘される貨物船が何者かに攻撃されたと報じられたほか、イラン原子力庁(AEOI)が、イラン中部ナタンツの核関連施設がテロによる攻撃を受け、配電網に被害が発生したと発表し、同庁のサレヒ長官は、犯行主体には言及しなかったものの、「実行犯に対して行動する権利がある」と述べて、何らかの報復を行う可能性を示唆したが、いずれの事案もイスラエルの関与が指摘されている。

このように、イスラエルの関与が指摘されるイラン権益に対する攻撃事案が頻発しているほか、シリアではIRGCやヒズボラの上級司令官がイ

イスラエルの空爆で殺害されるなどしており、イランのハメネイ最高指導者、政権幹部、ヒズボラ幹部等がイスラエルへの報復を示唆している。

一方で、同年1月、インド・ニューデリー中心部の在インド・イスラエル大使館付近で小規模な爆発が発生し、現場付近で同大使館宛の脅迫文が入った封筒が発見される事案があったほか、同年7月にはオマーン沖で、日本企業が所有しイスラエル系企業が運航するリベリア籍船の貨物船がドローンによるとみられる攻撃を受けて、船員2人が死亡した。

令和3年（2021年）2月以降、ペルシャ湾近海では、イスラエル関連船舶に対する攻撃が頻発しており、イスラエル権益等を標的としたイランの関与が指摘されている。

こうしたイランとイスラエルが相互に関連船舶を攻撃する事案が急増しており、令和元年（2019年）以降、双方の石油タンカー等少なくとも20隻が機雷やドローン、武装グループによる襲撃を受けたと報じられ、令和2年（2020年）中も、イラン核関連施設に対する攻撃や核開発において中心的役割を担っていたとされるイラン人科学者の暗殺等、イスラエルの関与が指摘される攻撃事案が度々発生している。

イスラエルのガantz国防相は、令和3年（2021年）9月、雑誌の取材に対し、「イスラエル国防軍（IDF）は、イランによる核兵器の獲得を防ぐため軍事力を行使する準備がある」と述べるなど、イランの核兵器開発に対しては武力攻撃も辞さない態度を示している。

イランは、米国との間接協議が難航する中、ウラン濃縮を含む核開発を継続しており、イランとイスラエル間の緊張は一層の高まりをみせている。

7 アフガニスタンをめぐる情勢

(1) 米軍の撤退とアフガニスタン政権の崩壊

平成29年（2017年）に就任したトランプ前米大統領は、アフガニスタン駐留米軍の撤退を目指してタリバーンと和平交渉を開始し、令和2年（2020年）2月にカタールのドーハで、駐留米軍の完全撤退を含む和平合意に署名した。

令和3年（2021年）に就任したバイデン米大統領もこの方針を引き継ぎ、

同年4月、最大時10万人規模が駐留した米軍を同年9月11日までに完全撤退させることを発表した。さらに、同年7月、同大統領は「アフガニスタン政府軍には十分な力が備わっている」などと発言し、その時期を前倒しして同年8月末までに完了させると発表した。

米軍が撤退を進める中、タリバーンは同年7月以降、攻勢を強めて支配地域を急速に拡大し、同年8月には国内第2の都市カンダハル、第3の都市ヘラート等を次々と掌握した。

アシュラフ・ガーニ大統領は、当初、タリバーンと徹底抗戦する意思を示していたが、同年8月15日に国外に出国し、同日、タリバーンがカブールに侵攻して大統領府を掌握したことで、アフガニスタン政権は事実上崩壊した。タリバーンは翌16日、勝利宣言を行い、新政権を樹立する意向を発表し、ガーニ大統領も自身のSNSで「虐殺を避けるためにカブールを離れた」と出国した理由を説明して、敗北を認めた。

同月30日、米国国防総省は、駐留米軍の撤退完了を発表し、これにより平成13年（2001年）9月11日に発生した米国同時多発テロ後のアフガニスタン侵攻から20年を経て、アフガニスタンへの軍事的関与を終了した。

令和3年（2021年）8月31日、バイデン米大統領は、演説において、「米国の目的はアフガニスタンが二度と米国への攻撃に使用されないことであり、それは2011年のオサマ・ビンラディン殺害やAQの衰退から10年を経て達成し、アフガニスタンでの戦争は終了した」と撤退の正当性を述べる一方で、アフガニスタンにおける政権崩壊が想定以上の速さであったと発言した。

タリバーンが、兵力では圧倒的優位とされていたガーニ政権を短期間のうちに崩壊させた理由については、同政権下では汚職がまん延しており、生活が改善しないことへの国民の不満等がタリバーンの支持拡大につながったこと、給与の未払い等で政府軍兵士の士気が低く、戦うことなく逃げ出したことなどが大きな要因とみられる。

(2) 政権崩壊をめぐる混乱

タリバーンが、アフガニスタンの実権を掌握したことにより、同国からの出国を求める外国人やアフガニスタン人がカブール国際空港に殺到し混

乱が生じた。

各国が、米軍の撤退期限である令和3年（2021年）8月末までに退避活動を急ぐ中、我が国からも邦人等を避難させるため自衛隊機が派遣され、同年8月25日に現地に到着したが、翌26日にカブール国際空港付近でISILホラサン（ISIL-K）による大規模な自爆テロが発生して空港周辺の治安状況が著しく悪化し、避難希望者が空港までたどり着けない状況が生じるなど、活動は難航した。

さらに、米軍撤退後の同年9月中旬以降、カブール、ジャララバード等で、ISIL-Kの犯行とみられるタリバーンを標的とした爆弾や銃撃テロが複数発生しており、更なる治安悪化が懸念される。

(3) タリバーンによる政権運営をめぐる国際社会の動向

タリバーンは、当初、前政権協力者への恩赦、女性の権利尊重等の融和的な姿勢を示し、包括的な政権樹立を目指すと公表していたが、令和3年（2021年）9月7日、最高指導者アフンドザーダに近いハッサン・アフンドを首相代行、実質的なナンバー2とされ、米国との和平交渉にあたったアブドゥル・ガニ・バラダールを第1副首相代行、米国が外国テロ組織に指定するハッカーニ・グループのシラージュディーン・ハッカーニを内相代行とするなど、タリバーンの幹部で占める閣僚人事を発表した。

タリバーン暫定政権に対しては、米国は承認の可能性は排除せず、外交を通じて和平合意の遵守等を求めると柔軟な姿勢を示している一方で、欧州連合は女性や子供の人権尊重、同国がテロの拠点となることの防止等の取組を確認して対応を決定するとして慎重な姿勢を示すなどしている。

また、中国やロシア、パキスタン、インド等は上海協力機構（SCO）の首脳会議において、アフガニスタン情勢をめぐる協議し、「タリバーンによる政権の運営は民族や宗派等様々な勢力の代表からなる包括的なものであるべき」とするなど、中央アジアの周辺諸国と共に同国への影響力を強める姿勢を鮮明にしている。

タリバーンによる政権運営は、政治、治安、財政等多くの問題を抱え、特に財源の確保が最大の課題との指摘もある。アフガニスタン国内における人道支援を継続し、同国がテロ組織の活動拠点となることを防止する観

点からも、国際社会が同政権にどのように対応するかが今後の大きな課題となっている。

第3 国内関係

1 岸田内閣が発足

菅義偉首相（当時）は、令和3年（2021年）9月3日、自由民主党の臨時役員会で、任期満了に伴う自由民主党総裁選への不出馬を表明し、同日、首相官邸で記者団に「コロナ対策と選挙活動を考えたとき、ばく大なエネルギーが必要だ。両立はできないと判断した」と述べた。

同年9月17日、自由民主党総裁選が告示され、河野太郎行政改革担当相（当時）、岸田文雄前政調会長（当時）、高市早苗前総務相（当時）及び野田聖子幹事長代行（当時）の4氏が立候補を届け出た。同月29日、投開票の結果、河野及び岸田両氏による決選投票となり、再投票の結果、岸田氏が第27代総裁に選出された。

同年10月4日に召集された第205回国会（臨時国会）で、岸田氏が第100代内閣総理大臣に指名され、公明党との連立による岸田内閣が発足した。

岸田首相は、発足後の記者会見で「まず、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス対策に万全を期す」と述べ、ワクチン接種、医療体制の確保及び検査の拡充の強化について、対応策の全体像を早急に国民に示すよう、山際大志郎経済再生担当相、後藤茂之厚生労働相及び堀内詔子ワクチン接種推進担当相の3閣僚に指示したことを明らかにした。また、経済政策として「新しい資本主義の実現を目指す」とした上で、「成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓がコンセプトだ」と述べ、有識者らで構成する「新しい資本主義実現会議」を新設すると表明した。

閣僚人事では、茂木敏充外相及び岸信夫防衛相の2人を再任し、萩生田光一前文部科学相を経済産業相に起用した。初入閣は、金子恭之総務相や古川禎久法務相ら13人で、新設の経済安全保障担当相に、元防衛大臣政務官の小林鷹之衆議院議員を起用した。

2 第49回衆議院議員総選挙結果等

令和3年10月14日、第205回国会本会議において衆議院が解散され、政府は、その後の臨時閣議で、第49回衆議院議員総選挙（定数465（小選挙区289、比例代表176））を、同年10月19日公示、31日投開票の日程で行うことを決定した。

岸田内閣発足から衆議院解散までの期間は10日間、解散から投開票までの日程は17日間といずれも戦後最短で、衆議院議員の任期満了日（令和3年10月21日）以降に衆院選が行われるのは、現行憲法下では初となった。

岸田首相は、衆議院解散後の記者会見で、今次衆院選を「未来選択選挙」と位置付け、最大の争点に「コロナ対策」を挙げたほか、野党の選挙協力に対して、「方向性が一致していない野党各党に、この国を委ねることはできない」と述べた。

これに対し、野党各党は、立憲民主党の枝野幸男代表（当時）が「10年近く続いてきた傍若無人な政治を終わらせる」と述べるなど、政権交代の必要性を訴え、立憲民主党、共産党、国民民主党、れいわ新選組及び社民党の5党による選挙協力が行われ、213の選挙区で野党候補が一本化された。

一方、日本維新の会は、5野党による選挙協力には加わらず、選挙区に前回衆院選の47人を大きく上回る94人の候補者を擁立した。

小池都知事が特別顧問を務める地域政党・都民ファーストの会は、同年10月3日、国政進出に向けて新党「ファーストの会」の設立を発表したが、今次衆院選が戦後最短の日程となったことなどを受け、候補者の擁立を断念した。

投開票の結果、自民党が公示前の276議席から15議席減らしたものの、国会を安定的に運営できる「絶対安定多数」の261議席を単独で確保し、公明党の32議席（公示前29議席）と合わせて、与党で合計293議席を確保した。

野党候補が一本化された213の選挙区のうち、野党統一候補が勝利した選挙区は59にとどまり、立憲民主党は、公示前の110議席から14減の96議席、共産党は、公示前の12議席から2減の10議席となった。国民民主党は、選挙区に擁立した前議員全員が当選するなどして、公示前の8議席を上回る11議席を確保し、れいわ新選組も、公示前の1議席を上回る3議席を確保した。社民党は、公示前と同じ1議席を確保した。

5野党による選挙協力に加わらなかった日本維新の会は、大阪の選挙区に擁立した15人の候補者全員が当選したほか、比例代表でも得票を伸ばし、公示前の11議席を大幅に上回る41議席を確保した。

岸田首相は、選挙後の記者会見で、「大変厳しい選挙だったが、引き続き自公政権の安定した政治の下で、この国の未来を作り上げていってほしいという

民意が示された」などと選挙結果を総括し、「今後はスピード感を政策実行の面で発揮していく」と述べた。

一方、立憲民主党の枝野代表(当時)は、記者会見で、野党共闘について「一定の成果はあった」と強調しつつも、「結果的に議席を減らしたことは大変残念で、申し訳なく思っている」と述べた。

同年11月10日に召集された第206回国会(特別国会)で、岸田氏が第101代内閣総理大臣に指名され、第2次岸田内閣が発足した。

閣僚人事では、同年11月4日、衆院選の選挙区での落選(比例復活)を受けて自由民主党幹事長の辞任を表明していた甘利明氏の後任に、茂木外相を起用し、これにより空席(組閣まで岸田首相が兼務)となっていた外相に、元文部科学相の林芳正氏を起用し、他の閣僚については再任した。

3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向

(1) 工事の進捗状況等

沖縄防衛局は、令和3年8月27日、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の名護市辺野古への県内移設計画で、米軍キャンプ・シュワブ東側の埋め立て予定海域で新たな護岸の造成工事に着手した。シュワブ東側の海域には改良工事が必要な軟弱地盤があり、防衛省は設計変更を県に申請していたが、審査結果を待たずに軟弱地盤にかかっていない部分の工事を先に開始した。

岸防衛相は同日、記者会見で「防衛省としては、引き続き、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現すべく、移設に向けた工事を着実に進めたい」と述べた。

一方、辺野古移設に反対する玉城デニー知事は同日、記者会見で「拙速に新たな工事を行うことは県民感情的にも到底理解できない。国は県との対話に真摯に応じてほしい」と述べた。

防衛省が新たに着手したのは、シュワブ東側の陸上部から大浦湾に伸びる「N2」と呼ばれる長さ250メートルの護岸であり、完成までに約4か月を見込んでいる。防衛省は、申請中の設計変更が承認されれば、海上輸送する土砂の陸揚げに使う揚土場を先端部分に造成することも計画している。

現場には小型サンゴ類約800群体が生息しており、防衛省は、同年7月28

日に県の特別採捕許可を得て、同月29日に移植作業を開始した。県は、許可した際の条件が守られていないとして許可を撤回したが、農林水産省がその処分の効力停止を認めたため、防衛省は、作業を再開し同年8月11日に移植を完了した。

なお、玉城知事は、同年11月25日、防衛省が申請していた軟弱地盤の改良工事等の設計変更を不承認とした。

(2) 県政関係

ア 在日米軍駐留経費負担

参議院は、令和3年3月31日の本会議で、在日米軍駐留経費（思いやり予算）に関する特別協定の期限を暫定的に令和4年3月まで1年延長する改正議定書の承認案を賛成多数で可決し、国会で承認されたことを受け同日中に発効した。

日本側の令和3年度負担は、過去5年間と同水準の2,017億円で、在日米軍基地の光熱水費や労務費等が大半を占める。令和4年度以降の対応については、日米間で改めて協議される。

イ 沖縄振興予算

内閣府は、令和3年8月26日、令和4年度予算の概算要求で、沖縄振興費を2,998億円とする方針を固めた。令和3年度予算に比べ0.4%減で、要求段階で3,000億円を下回ったのは、平成24年（2012年）度以来10年ぶりとなる。

沖縄振興予算は、各都道府県が省庁別に要望する予算を、沖縄に限っては内閣府が一括して扱っており、平成25年に安倍晋三首相（当時）が仲井真弘多沖縄県知事（当時）に対し、令和3年度までは毎年3,000億円台を確保する方針を伝え、そのとおり実現してきたが、期限を終えて初めてとなる令和4年度の予算編成で3,000億円台が維持されるのかが焦点となっていた。

沖縄・北方相を兼務する河野行政改革担当相（当時）は、同年8月31日の記者会見で「沖縄の優位性や潜在力を生かして日本経済のけん引役となるよう、必要な予算の確保に取り組みたい」と述べた。

4 原子力政策をめぐる動向

令和3年4月13日、政府は、関係閣僚会議を開き、東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質を含む処理水（注）を海洋放出する方針を正式決定した。菅首相（当時）は、同会議で「基準をはるかに上回る安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出が現実的と判断した」と述べた。同会議では処理水の処分に関する基本方針として、必要な配管や関連設備の設置等の準備作業を行い、約2年後をめどに海洋放出を開始することや、処理水に含まれる放射性物質トリチウムの濃度を国内規制濃度基準の40分の1、WHOの飲料水水質ガイドラインの7分の1程度に薄めた上で放出することなどを決定した。

原発の再稼働をめぐることは、同年6月23日、関西電力が美浜原子力発電所3号機（福井県美浜町）を約10年ぶりに再稼働させた。東京電力福島第一原子力発電所事故後、原発の運転期間が「原則40年、最長20年の延長可能」と定められて以降、運転開始から40年を超えた原発としては、国内初の再稼働となった。

なお、平成25年（2013年）に原子力発電所等の新規規制基準が施行されて以降、これまでに再稼働した原子力発電所は6原発10基（関西電力美浜原子力発電所3号機、同大飯^{おおい}発電所3、4号機、同高浜発電所3、4号機、四国電力伊方^{いわた}発電所3号機、九州電力玄海原子力発電所3、4号機、同川内^{せんだい}原子力発電所1、2号機）となる。

（注） 壊れた原子炉施設に雨水や地下水が流入して発生した高濃度の放射性物質を含む汚染水を規制基準未満まで多核種除去設備（ALPS）等で浄化処理したもの。現在は、東京電力福島第一原子力発電所敷地内のタンクに貯蔵されている。

5 経済・雇用情勢

財務省は、令和3年7月5日、令和2年度の税込総額が前年度比4.1%増の60兆8,216億円だったと発表した。令和2年度の税込総額について政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、令和2年12月時点で当初予算の見積りよりも8兆円余り減額し55兆1,250億円と見込んでいたが、同日発表された税込総額は、この見込みを5兆6,966億円上回り、これまで最も多かった平成30年度の税込総額を超えて過去最高となった。消費税による税込総額も、令和元年

10月に税率が10%に引き上げられたことを受け、導入後初めて20兆円を超えた。

厚生労働省は、同年8月13日、各都道府県の最低賃金審議会が取りまとめた令和3年度の最低賃金（時給）の改定額を公表した。改定後の全国平均は、令和2年度から28円増の930円で、引上げ幅は過去最大となり、全都道府県で初めて時給800円を超えた。令和2年度の改定額は、新型コロナウイルス禍による雇用への影響が考慮され、全国的に据置きか最大3円増にとどまったが、令和3年度は、厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会が全国一律で28円増とする目安を提示し、これを受けた各都道府県の審議会が地域の経済状況等を加味して、改定額を決定した。改定後の最低賃金の最高額は、東京都の1,041円で、最低額は、高知及び沖縄両県の820円となった。

内閣府は、同年9月24日、令和3年度の年次経済財政報告を公表した。報告では、我が国経済は、令和2年後半から持ち直しの動きが続いているものの、令和3年当初から断続的に新型コロナウイルスの感染拡大防止を意図した経済活動の抑制が続いていることで、GDPは危機前の水準を回復していないとした上で、人々の生活には感染リスクへの対応が伴っていることから、接触機会の多いサービスへの需要は抑制されており、個人消費は一進一退の動きとなっていると指摘した。一方で、諸外国に比べ、日常的な手洗いやマスク着用といった取組を通じて感染に伴う人的損失は抑制されてきたとして、新型コロナウイルス変異株の拡大の下、医療体制の構築、感染防止、ワクチン接種の3つの柱からなる対策を進めることで、国民の重症化や不安感を減じ、行動抑制の要請に頼る程度を減らすことができれば、潜在的な回復力の発現が期待できるなどとした。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を経験したことによって、我が国の構造的な弱点が浮き彫りになっていると指摘し、感染終息後に転換すべき内容として、ICT（情報通信技術）の利活用とデジタル化を通じた生産性向上による人口減少の克服と、新たな技術条件を踏まえた暮らし方や働き方への転換による新規需要と豊かさの創出を挙げた。さらに、世界的な動きとなっている温暖化対策が新たな成長の源泉になるよう技術やライフスタイル面での世界標準を主導し、エネルギー効率の改善によって国富の流出を防ぐことが必要であるなどとした。

第3章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

ア 抗議活動の状況

右翼は、令和3年（2021年）中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐっては、我が国において新型コロナウイルス感染症の流行が続いた状況を捉え、「コロナウイルスは、中国発祥の武漢ウイルスであることを忘れてはならない」、「コロナウイルスは国際無差別テロだ」などと批判したほか、中国海警局に所属する船が日本の領海に侵入し、尖閣諸島周辺で操業する日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が複数発生したことを捉え、「中国による尖閣諸島周辺での領海侵犯はエスカレートしている」などと批判した。また、令和3年7月には、中国共産党が結党100年を迎えたことを捉え、「中国共産党がより一層覇権主義をむき出しにして他国への侵攻を強めてくることは間違いない」などと批判した。右翼は、令和3年中（10月31日現在）、中国関連で延べ約1,600団体、約3,500人、街頭宣伝車約1,000台（前年同期：延べ約1,400団体、約3,000人、街頭宣伝車約900台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国をめぐっては、韓国が竹島を不法占拠していることや、令和3年6月、竹島周辺で軍事訓練を行ったことを捉え、「竹島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることは明白だ」などと批判したほか、慰安婦問題や旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「既に解決された問題であり、韓国側が歴史問題を蒸し返したただけだ」などと批判した。右翼は、令和3年中（10月31日現在）、韓国関連で延べ約900団体、約1,800人、街頭宣伝車約700台（前年同期：延べ約800団体、約1,700人、街頭宣伝車約600台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

ロシアをめぐっては、ロシアが北方領土周辺で軍事訓練を繰り返してい

ることや、令和3年7月、ロシア首相が北方領土を訪問したことを捉え、「ロシアの不法占拠を固定化しようとする動きは断じて容認できない」、「プーチン政権に北方領土返還の意志はなく、日本からの経済協力だけを引き出そうとしているのは明白だ」などと批判した。右翼は、令和3年中（10月31日現在）、ロシア関連で延べ約700団体、約1,800人、街頭宣伝車約700台（前年同期：延べ約600団体、約1,700人、街頭宣伝車約600台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐるっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「幾度となくミサイルを発射し、世界に脅威を及ぼす北朝鮮を絶対に許してはならない」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「拉致問題は絶対に風化させてはならない」などと主張した。右翼は、令和3年中（10月31日現在）、北朝鮮関連で延べ約400団体、約900人、街頭宣伝車約300台（前年同期：延べ約400団体、約800人、街頭宣伝車約300台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐるっては、我が国政府による新型コロナウイルス感染症への対応を捉え、「外出自粛や飲食業の営業制限等、国民に対して厳しい規制をかけるだけしか思いつかない菅政権は無能である」などと批判した。右翼は、令和3年中（10月31日現在）、政局関連で延べ約1,500団体、約3,100人、街頭宣伝車約1,000台（前年同期：延べ約1,000団体、約2,500人、街頭宣伝車約700台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。

イ 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,000台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穩を害している。

令和3年中（10月31日現在）、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、

延べ約120社（実数約40社）（前年同期：延べ約190社、実数約10社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穩を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和3年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

令和3年中（10月31日現在）、右翼運動に伴う事件の検挙は36件45人（前年同期：47件62人）であった。また、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の検挙は38件42人であった。

市民の平穩な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に伴う事件の検挙は12件16人（前年同期：11件19人）であった。

このほか、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、拳銃1丁（前年同期：3丁）を押収した。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。

(3) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

令和3年中（10月31日現在）、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約10件（前年同期：約10件）行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張

を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

イ 違法行為の取締り

令和3年中は、神奈川県内において、街頭宣伝活動に抗議しようとした男性に体当たりをして転倒させた右派系市民グループ関係者を暴行罪で逮捕した(9月、神奈川)。

また、東京都内において、右派系市民グループ主催のデモ行進参加者に対し、所持していたプラカードで同人の左腕付近を殴打した男を暴行罪で逮捕した(5月、警視庁)。

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、令和3年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「『暗黒の21世紀』世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置付ける「黒田寛一著作集」(全40巻)の第2巻から第4巻を刊行したほか、「同志黒田から提起された『組織建設の現在的環』を、われわれの組織建設のつねに変わらぬ原点として絶えず噛みしめようではないか」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会(連合)及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「『政労使協議』にすぎりつく『連合』労働貴族を弾劾せよ」、日本郵政グループ労働組合(JP労組)に対し

では、「賃上げを放棄し「事業構造改革」に突進する本部を弾劾せよ」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「文科省を尻押しする日教組本部をのりこえ闘おう」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開した。また、メーデー会場周辺では、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるビラを配布したほか、ＪＰ労組の全国大会に向けては、全国の郵政の職場に対して、春闘への決起を呼び掛けるビラを送付した。

大衆運動においては、「憲法第 9 条の実質的破棄と緊急事態条項の新設を核心とする憲法大改悪を阻止する闘争の一大奔流を創造せよ」などと改憲阻止を強調し、政権打倒を訴えて、独自の集会及びデモに取り組んだ。このほか、日米首脳会談の開催を捉え、「日米首脳会談反対」、「対中攻守同盟の強化反対」などと主張し、米国大使館及び各地の米国総領事館等に対して、独自の抗議活動に取り組んだ。

また、大衆団体が主催する国会前抗議行動等、社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止するぞ」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）と東日本旅客鉄道労働組合（ＪＲ東労組）については、同年 6 月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松崎明元ＪＲ東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派（党中央）は、令和 3 年中も引き続き、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「改憲阻止」を最重要課題に掲げて活動した。

令和 3 年 2 月、第 27 回全国委員会総会を開催し、令和 2 年 9 月に約 50 年ぶりに公の場に姿を現した清水丈夫議長が、「階級的労働運動を通してしか、

絶対にこの情勢を革命に転化することはできない」などと発言し、改めて「階級的労働運動路線」を基本方針に据えて各種闘争に取り組んでいくことを確認した。

「国鉄闘争」においては、令和3年7月、千葉県内で「国鉄闘争全国運動7・4全国集会」を、同年11月、都内で「11・7全国労働者総決起集会」を開催し、「今こそ闘う労働組合の全国ネットワークをつくりだそう」などと訴えた。

同派は、新型コロナウイルス感染症感染拡大下の社会経済情勢を組織拡大の好機と捉え、「コロナ危機 - 新自由主義の破綻を革命に転化しよう」などと主張し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正反対を訴える抗議行動に取り組んだ。

「改憲阻止闘争」においては、平成30年に発足を宣言した「改憲・戦争阻止！大行進」運動の地方組織の結成を推進し、各地で集会及びデモに取り組んだ。

同派は、「青年・学生が中心に立ち国家権力と闘う党の建設を」と訴え、若者の獲得に向けた取組を強化し、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用した。

同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、全国大学での「学生自治会建設」を主張し、コロナ禍における学費の無償化を訴えるデモ等に取り組み、同調者の獲得を図った。令和3年10月には、全学連第82回定期全国大会を開催し、沖縄大学の学生を委員長とする新執行部体制を確立した。なお、全学連執行部は、同年3月、運動方針をめぐって対立したとして、平成30年9月に東京大学の現役学生として就任した前委員長を解任したと公表した。

一方、平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

同派は、令和2年12月、機関紙「未来」で、同盟員（同派活動家）による性暴力事件を受け辞任した前議長及び前地方委員について、辞任の承認を取り消し、解任した旨を公表した。

党中央は、今後も、「国鉄闘争」を基軸に、改憲阻止を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、令和3年中も、「農地強奪実力阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自のデモに取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症をめぐる政府の対策を捉えて、「自衛隊によるコロナ・ワクチン接種センター運営を許すな」、「コロナ解雇」粉碎」などと主張し、集会及びデモに取り組んだ。このほか、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、令和3年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会及びデモに取り組んだ。また、電源開発大間原子力発電所（青森県大間町）の建設に反対し、現地に活動家を動員して反原発闘争に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。そのうち、空港会社側が起こした裁判で空港用地内の耕作地明渡し命令が確定した北原グループが、平成28年11月、強制執行を認めないよう求めた「請求異議」の裁判で、令和3年6月、最高裁判所は、上告を棄却する決定をし、空港会社側の勝訴が確定した。これに対し、極左暴力集団は、「反対同盟とともに農地強制収用実力阻止」などと主張し、集会及びデモに取り組んだ。

例年、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、同年10月に開催さ

れ、極左暴力集団は、成田国際空港の第3滑走路の整備等の機能強化に向けた動きに対し、「コロナ・ショックで航空バブルははじけ、右肩上がりの航空需要予測は完全に夢幻となった」、「空港機能強化・第3滑走路建設を粉碎しよう」などと主張した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

警察は、令和3年中、極左活動家等9人を検挙した。

同年2月、虚偽内容の住民異動届を自治体に提出した革労協反主流派元非公然活動家1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した（神奈川県）。また、同年5月、同派の影響下にある団体の活動方針に従わない関係者を脅した同派最高幹部1人を脅迫罪で逮捕した（大阪）。さらに、同年6月、虚偽内容を申告して運転免許証の交付を受けた中核派（党中央）系全学連活動家1人を免状不実記載罪で逮捕した（京都・神奈川県）。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。

平成30年7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐって松本の家族間で争われていた祭祀承継審判について、東京家庭裁判所は、令和2

年9月、二女に引渡しを認める決定をした。令和3年3月、東京高等裁判所も東京家庭裁判所の決定を支持していたところ、同年7月、最高裁判所も東京家庭裁判所と東京高等裁判所の決定を支持し、祭祀承継者は二女に確定した。

ア 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組みせたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph(アレフ)」は、松本の二男の教団復帰をめぐって生じた内紛の後も、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とした執行部によって統制されている。これまでのところ、松本の絶対的な地位を前提とする方針や指導体制に、変化は確認されていない。

なお、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph(アレフ)」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

イ 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトには旧教団時代の「反省・総括の概要」を掲載して松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントにおいて著名人との対談を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールしている。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、無差別大量殺人行為を

行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく
観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

ウ 団体規制法に基づく処分状況

令和3年1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（令和6年1月末まで）更新する決定を行った。

同年10月、公安調査庁長官は、「Aleph（アレフ）」に対し、観察処分で義務付けられた資産等の報告を怠っており、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難になっているとして、団体規制法に基づき、団体の活動制限を内容とする再発防止処分を公安審査委員会に請求したが、同年11月、「Aleph（アレフ）」から活動に関する報告がなされ、同請求を撤回した。

エ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に31か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行っているほか、SNSを利用し宗教色を感じさせない各種イベントを開催するなど、青年層を中心に接触を図り、ヨガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進し

ている。

令和3年中は、マンションの一室を施設として使用する目的を秘匿して、自己の住居に使用するかのごとく装って、不正に賃借権を取得したとして、主流派在家信者1人を詐欺罪で逮捕した(5月、神奈川)。また、教団名を秘匿し、ヨーガ講義と称して受講契約を締結した際、契約書等の必要な書面を交付しなかったほか、契約解除を妨げるため、真の目的が「Aleph(アレフ)」への加入であることを告げなかったとして、主流派出家信者1人を特定商取引に関する法律違反で逮捕した(5月、京都)。

一方、地下鉄サリン事件から26年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。また、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和2年12月に開催した第2回中央委員会総会(2中総)で、党員数が第28回党大会(同年1月開催)時比で3,483人減少したことを明らかにした上で、令和4年の「党創立100周年までに「3割増」の党をつくることをめざす」として、令和2年12月15日から3年4月30日までの間を、「総選挙躍進、1千万対話・党勢拡大特別期間」(以下「特別期間」という。)に設定し、集中的に党勢拡大に取り組むことを決定した。具体的には、党員拡大は「党大会時の現勢を回復・突破する」、「しんぶん赤旗」読者拡大は「前回総選挙時を回復・突破する」ことなどを目標に掲げた。

しかしながら、その後の党勢拡大は振るわず、「特別期間」に入って連続的な後退が続くという事態」になったことを受け、志位和夫委員長は、令和3年4月7日の総選挙躍進オンライン全党決起集会で、「通常ならば、2

中総で決定した「特別期間」の目標と期限を、この時点で変更することはありえないこと」としながらも、 党員拡大は「現勢で前進の軌道にのせる」、

読者拡大は「12月以降の後退分（日刊紙3,506人、日曜版1万7,001人）を取り戻し、さらに前進する」ことに目標を変更し、特別期間を同年5月31日まで延長して党勢拡大に取り組むことを決定した。

共産党は、同年6月3日付けの「しんぶん赤旗」で、特別期間の結果について、「現勢での前進には届かない見通し」を示したが、同年5月中の「しんぶん赤旗」購読者数は日刊紙で464人、日曜版で2,406人、電子版で104人がそれぞれ増加したと公表し、この結果を「コロナ危機のもとでも前進できる党活動をつくりだす努力を強めるなかでの到達として極めて重要な意義をもってい」と評価した。しかし、特別期間終了直後の同年6月中の同購読者数は、電子版で74人の増加となったものの、日刊紙で1,323人、日曜版で4,610人がそれぞれ減少した。

共産党は、同年11月の中央委員会常任幹部会で、「今年の党大会決定にもとづいて、党の自力をつける活動、党の世代的継承の活動にとりくんできましたが、このとりくみは途上にあります」との声明を出すなどしていることから、党大会で掲げた「（党創立100周年までに）党員拡大と、「しんぶん赤旗」読者拡大を、持続的な前進の軌道に乗せ、第28回党大会時比130%の党をつくる」等の目標を達成できていないものとみられ、党創立100周年を控え、今後も党建設を重視し、党勢拡大の取組を強化していくものとみられる。

(2) 第49回衆議院議員総選挙の結果

共産党は、第49回衆議院議員総選挙について、比例では得票数850万票、得票率15%以上を目標に掲げるとともに、「総選挙で政権交代を実現し、野党連合政権を樹立する」ことを目標に掲げた。

志位委員長は、令和3年9月に開催した第3回中央委員会総会・総選挙勝利をめざす全国いっせい決起集会の幹部会報告で、市民連合と共産党、立憲民主党、社会民主党、れいわ新選組が、同選挙における野党共通政策で合意に至ったと報告した上で、本合意を「きわめて重要な一歩前進」と評価した。

また、志位委員長は、同年8月に開催した日本共産党創立99周年記念講演会で「敵の出方」という表現は「2004年の綱領改定後は使わないことにして

いることを明らかにし」と前置きした上で、「この表現は使わないことを、中央委員会総会の決定としても、明確にしておきたい」と強調した。

共産党は、同年9月30日、同選挙で立憲民主党が政権を取った場合、「限定的な閣外からの協力」をすることで同党と合意し、候補者が競合していた選挙区の候補者調整を進めた。志位委員長は、同党との合意について、同年10月に開催した総選挙勝利オンライン全国総決起集会で、「日本共産党の99年の歴史で、政権協力の合意を得て総選挙をたたかうのは初めて」と報告した。

立憲民主党等との候補者調整を経て、共産党は、同選挙に選挙区105人、比例代表40人（小選挙区との重複15人）の公認候補者を擁立したものの、選挙区で1議席（沖縄1区）、比例代表で9議席と、解散前12議席から2議席減の10議席の獲得にとどまり、速報結果で、比例代表の得票数も416万6,076票（前回比23万8,005票減）、得票率も7.25%（前回比0.65ポイント減）と減少した。

共産党は、同選挙の結果について、「自民・公明政権の継続を許したのは残念」としつつも、「（野党共闘で政権交代を目指した）最初のチャレンジとして大きな歴史的意義があったと確信する」、「共通の政策、政権協力の合意という大義を掲げてたたかったものであり、一定の効果をあげた」と評価した。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（全労連）は、令和3年5月、都内・渋谷区において、「コロナ解雇を許すな！雇用の継続と休業・生活補償の充実を！」、「なくせ貧困・格差・差別、8時間働いて暮らせる社会を！」、「9条改憲反対！辺野古新基地建設阻止！菅政権は退陣を！」、「福島原発事故を忘れるな！原発ゼロ社会・復興の実現を！」とのスローガンを掲げ、「第92回中央メーデー」を開催した。同メーデーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、規模を縮小して、令和2年に続いて式典の様子をインターネットで配信する方法により行われた。共産党の志位委員長は、動画で激励の挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正

に反対する運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

大衆団体等は、令和3年中も、沖縄米軍基地問題や原子力政策等の様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、「政権と闘って辺野古の工事を止める」、「辺野古埋立設計変更は認めない」などと訴え、連日、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和^{あわ}棧橋^{くしがみ}周辺及び国頭郡本部町の本部港^{もとぶ}（塩川地区）において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和3年1月下旬から2月末までの間、さらに、同年4月中旬から10月下旬までの間、組織的な抗議行動を休止する団体もあった。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和3年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、威力業務妨害罪等で合計4件2人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、令和3年3月、都内・日比谷公園に約1,300人（主催者発表）を集め、「さようなら原発首都圏集会」を開催したほか、同年6月、大阪府・^{うつほ}靱公園に1,300人（主催者発表）を集め、「老朽原発うごかすな！大集会inおおさか」を開催した。

平成24年から毎週金曜日に首相官邸前で取り組まれていた抗議行動は、令和3年6月から主催団体が変わり、おおむね毎月1回取り組まれた。

令和3年6月、関西電力美浜原子力発電所3号機が、運転開始から40年を超えた原子力発電所として初めて再稼働した際、大衆団体等は、同発電所前等で抗議行動に取り組んだ。

また、東京電力福島第一原子力発電所の処理水について、同年4月、政府が海洋放出することを正式に決定したことに対して、抗議行動に取り組むなどした。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の再稼働や建設再開、福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 憲法改正等をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対等を主張し、令和3年5月、国会議事堂前において、「2021平和といのちと人権を！5・3憲法大行動」を開催した。例年、都内・東京臨海広域防災公園での大規模な集会を呼び掛けているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、国会議事堂前に開催場所を変更し、インターネットで配信する方法も併せて行われた。

また、同年11月には、国会議事堂前に1,200人（主催者発表）を集め、「平和といのちと人権を！11・3憲法大行動～憲法公布75年ともに時代を切り拓こう！～」を開催した。

大衆団体等は、今後も、憲法改正に反対する運動をはじめ、国内外の諸情勢を捉えた運動に取り組むものとみられる。

(4) 反グローバリズム運動

国外の反グローバリズムを掲げる勢力や環境保護団体等は、令和3年（2021年）6月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、初の対面形式により英国で開催されたG7コーンウォール・サミットに対し、環境問題や反戦、新型コロナウイルス対策といった様々なテーマを掲げて抗議行動に取り組んだ。抗議行動は、ロンドンでパレスチナ問題に関する8,000人規模のデモ行進が行われたほか、会場近郊（セント・アイヴス）では、気候変動問題を訴える活動家数人が、公道封鎖や発煙筒による妨害を企図したとして逮捕された。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、インターネット上において、国際会議等の開催を捉えたアピール行動等に取り組んでおり、国内の反グローバリズムを掲げる勢力も、国外の同勢力が経済のグローバル化等の諸問題を捉えて開催したオンライン会議に参加しているほか、新型コロナ

ワクチンに対する「私の特許制度の廃止」を求める国際共同声明に署名するなど、国際的な連携の維持・強化を図った。

反グローバリズムを掲げる勢力等は、今後も、国際会議等の開催に際し諸問題を捉えた抗議行動に取り組んでいくものとみられる。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、日本の企業が南極海までの航行能力を有する捕鯨母船を新造する計画を発表したことを捉えて、令和3年8月、「日本が南極海に戻ってきたら、我々も献身的な乗組員を連れて抗議を指揮する」などと表明した。

また、和歌山県太地町^{たいじ}のイルカ漁をめぐることは、令和2年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、シー・シェパードが現地に活動家を派遣する動向はなかったものの、令和3年9月、太地町におけるイルカ漁解禁にあわせて、反捕鯨活動家等が世界十数か国において在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」に取り組み、国内では、動物権利団体の活動家等がこれに連帯して抗議行動等に取り組んだ。

警察では、平成23年以降、和歌山県警察において「太地町特別警戒本部」を設置し、関係機関と連携した警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施している。また、出入国在留管理庁等の関係機関と連携して水際対策を推進している。

シー・シェパードをはじめとする環境保護団体は、今後も、我が国の商業捕鯨やイルカ漁を捉えた様々な抗議行動に取り組むものとみられる。

第2 外事情勢

1 中国

(1) 日中関係

ア 習近平国家主席の国賓来日をめぐる動向

令和元年（2019年）6月27日、習近平国家主席が、G20大阪サミットへ出席するため国家主席としては約9年ぶりに訪日し、令和2年春の習近平国家主席の国賓来日について原則一致した。令和元年12月には、安倍首相（当時）が、第8回日中韓サミットへ出席するために中国を訪問した。しかし、令和2年3月、日中両国は、検討が進んでいた習近平国家主席の国賓来日について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先する必要があるなどの観点から、延期を決定した。

令和3年10月、岸田首相は、習近平国家主席と初めて電話会談を行い、中国海警局に所属する船舶による尖閣諸島周辺での領海侵入や、香港及び新疆ウイグル自治区の人権問題について懸念を伝えた上で、令和4年の日中国交正常化50周年を契機に、建設的かつ安定的な日中関係を共に構築していくことを呼び掛け、習近平国家主席も日中関係を発展させていくことに賛同した。

イ 我が国周辺海空域における中国の動向

(ア) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年（2012年）9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国海警局に所属する船舶は、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、同月以降、これまでのこれらの船舶による領海侵入日数は延べ323日となった（海上保安庁調べ）。

これらの船舶による尖閣諸島周辺海域の接続水域での航行は活発化しており、同海域の連続航行日数は、令和3年2月から同年7月にかけて、過去最長となる157日を記録した。

また、令和2年5月以降、これらの船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生し、同年10月には、これらの船舶が日本漁船に断続的に接近しながら57時間以上にわたり領海侵入

を続け、日本政府の尖閣諸島3島の所有権取得以降、連続した領海侵入時間は過去最長を記録した。

中国は、令和元年（2019年）7月、4年ぶりに国防白書を発表し、その中で尖閣諸島について、「中国固有の領土」であると主張した上で、尖閣諸島周辺海域で行っている艦船の航行について、「法に基づいて国家主権を行使している」などと主張した。中国は、尖閣諸島周辺海域に公船を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図っていくものとみられる。

(1) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活動を活性化させている。

令和2年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は725回であった。緊急発進回数のうち、推定を含めて中国軍機に対するものは458回と、約63%を占め、前年度と比べ217回減少した（防衛省発表）。

中国軍機に対する航空自衛隊機の緊急発進回数は、前年度比で減少しているが、国別では中国が依然最多である。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

平成30年（2018年）12月、米国司法省は、米国石油企業の中国人研究員が、雇用主の許可なく、企業秘密が含まれたデータファイルを不正に領得したとして逮捕・起訴した。同人は、バッテリー開発プログラムを担当していたが「高齢の両親のために中国に帰国する」旨を説明し、退職を申し出た。そのため、同社が同人の社内システムへのアクセス履歴を調査したところ、大量の不自然なアクセスを発見したことから、米国連邦捜査局（FBI）に通報して逮捕に至った。同人が不正にダウンロードしたデータは、リチウム電池に関する情報であり、その価値は10億ドル以上だとされる。また、FBIによると、同人は「千人計画」に参加していたが、同計画に応募した頃から、自分の職務とは関係ない社内の機微なデータファイルへのアクセスを開始したとされる。

令和2年（2020年）6月11日、FBIは、査証不正取得の容疑により、

中国人民解放軍の将校を米国ロサンゼルス空港で逮捕したと発表した。同将校は、人民解放軍の現役の将校であることを隠して医学研究者になりすまし、J1（交換交流）ビザを取得して米カリフォルニア大学サンフランシスコ校で研究を行っていた。同将校は、大学の研究内容を人民解放軍に送付したり、大学研究室のレイアウトを観察し、中国で再現する方法についての情報を持ち帰るように、中国の上官から指示されていたとされる。

同年7月24日、米国司法省は、シンガポール人男性が中国情報機関関係者からの指示の下、5年間にわたり、米国人から機密情報を入手した罪を認めたと発表した。同人は、令和元年（2019年）11月、米国国防総省で勤務する陸軍将校から機密情報を入手するため米国に入国した際、逮捕された。同人は、中国情報機関員の指示を受け、米国内で偽コンサルタント会社や「リンクトイン（LinkedIn）」（世界最大級のビジネス特化SNS）を使用し、機密情報にアクセスできる米国人をリクルートし、機密情報を入手していたとされる。

令和2年（2020年）8月17日、米国司法省は、米国中央情報局（CIA）元職員でFBIでの勤務経験も有する男性をスパイ容疑で逮捕したと発表した。同省によれば、同人は香港出身で米国籍を取得しており、平成13年（2001年）に親族と共謀し、香港で中国当局者にCIAの要員や作戦等に関する情報を売り渡したほか、FBIでも機密情報を盗んだとされる。

イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集を行っており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続きこうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

2 北朝鮮

(1) 朝鮮総聯

ア 北朝鮮との関係

朝鮮総聯^{れん}は、例年、「光明星節」(故金正日^{キムジョンイル}国防委員長の誕生日である2月16日)、「太陽節」(故金日成^{キムイルソン}主席の誕生日である4月15日)、北朝鮮建国記念日(9月9日)等の北朝鮮の記念日に合わせ、訪朝団を派遣して北朝鮮における各種行事に参加していたところ、北朝鮮メディアでは、令和2年(2020年)に続き、令和3年(2021年)中の訪朝団の派遣は報じられていない。北朝鮮当局が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国からの入境の制限を継続している措置に伴うものとみられる。

また、朝鮮総聯中央常任委員会の機関紙である朝鮮新報でも、これらの記念日に合わせた大規模な祝賀行事の開催は報じられておらず、新型コロナウイルス感染症対策のため、大規模な行事の自粛を継続したものとみられる。

なお、朝鮮総聯中央常任委員会は、朝鮮労働党第8回大会における金正恩党総書記の推戴に際し祝賀文を送付した。これに対し、金正恩党総書記は、許宗萬^{ホジョンマン}朝鮮総聯中央議長の誕生日や朝鮮大学校創立65周年に際し祝電を送付するなど、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

イ 学生支援緊急給付金をめぐる動向

朝鮮総聯は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、経済的に困窮している学生を対象に、日本政府が実施している学生支援緊急給付金制度の支給対象から朝鮮大学校の学生が除外されていること、また、国連人権理事会の特別報告者が差別に相当する可能性があるとする書簡を日本政府に送ったことなどを捉え、外務省や文部科学省に対し、朝鮮大学校の学生への同制度の適用を訴えた。

ウ 抗議・けん制等の動向

朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていること、朝鮮学校付属幼稚班が幼児教育・保育の無償化の対象外

とされていることなどを捉え、毎週金曜日、文部科学省庁舎前において、朝鮮学校関係者や支援者と共に、「金曜行動」と称する抗議行動を実施している。

なお、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用から除外されていることの是非をめぐる裁判では、最高裁判所第三小法廷が、令和3年7月27日、広島朝鮮学園等を原告とする訴訟の上告棄却を決定し、全国5か所で提起されていた全ての同種訴訟での朝鮮学校側の敗訴が確定した。原告や弁護団は、「日本政府の差別に対する司法判断を最高裁判所が放棄した」などと批判するとともに、今後も朝鮮学校に高校無償化制度を適用させるための取組を続けるとの声明を発表した。

エ 今後の見通し

朝鮮総聯は、令和3年3月8日、中央委員会第24期第4回会議を開催した。同会議では、許宗萬議長が、同年を「歴史的な朝鮮労働党第8回大会決定貫徹の初年」とし、「敬愛する金正恩元帥に対する絶対的な忠誠心」を抱き、「敬愛する元帥のお言葉を貫徹するための闘争において、高い責任性と献身性を発揮」することで、組織基盤を強化する必要性等を強調した。

また、許宗萬議長は、6月2日及び3日に開催された朝鮮総聯本部委員長会議において、「来年に開催予定の総聯第25回全体大会に向け、愛族愛国運動を推し進めなければならない」と強調した。

朝鮮総聯は、第25回全体大会の開催を控え、組織の引締めを図るとともに、朝鮮学校附属幼稚班への幼児教育・保育無償化制度の適用をはじめとする我が国の施策の適用拡大に向け、引き続き、支援者らと連帯して街頭宣伝や抗議行動を行うとともに、国会議員や地方議員への働き掛けを強め、関係省庁への要請行動を行うものとみられる。

(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国際連合安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、我が国としての対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、令和3年4月6日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和5年4月13日まで）を決定した。

警察では、平成18年以降、これまでに41件の対北朝鮮措置に係る事件を検挙しており、引き続き、関係機関との緊密な連携を図りつつ、徹底した取締りを推進していくこととしている。

(3) 北朝鮮からの木造船漂着事案

北朝鮮からのものとみられる木造船の漂流・漂着事案は、令和2年には77件、令和3年には11件確認されているが、令和2年から現在まで、生存者を伴う事案は確認されていない（海上保安庁調べ）。

警察では、引き続き、関係機関と連携して、沿岸地域のパトロール等の諸対策を徹底していくこととしている。

3 北朝鮮による拉致容疑事案等

(1) 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案（注）について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情

報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

(注) 警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和3年11月末現在、873人

(2) 拉致容疑事案等をめぐる動向

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

令和3年(2021年)4月、米国・ワシントンDCにて行われた日米首脳会談において、菅首相(当時)から拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示された。また、同年6月、英国・コーンウォールにおいて開催されたG7コーンウォール・サミットにおいては、菅首相(当時)から、拉致問題は政権の最重要課題であるとして、G7の全面的な理解と協力を要請し、G7各国から支持を得るとともに、首脳コミュニケにも、G7として北朝鮮に対し拉致問題を即時に解決することを改めて求める旨記載された。さらに、同年10月に就任した岸田首相も、バイデン大統領をはじめとする各国首脳との電話会談等において、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求めている。

(3) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることにしている。

4 ロシア

(1) 日露関係

ア 日露間の対話

我が国は、ウクライナ危機以降、欧米諸国と足並みをそろえる形でロシアに対して各種制裁を行っている一方で、日露間で今日に至るまで平和条約を締結していないのは異常な事態であるとの認識の下、北方領土問題の解決を含む平和条約締結等について、ロシアとの間で対話を続けている。

令和3年（2021年）8月、茂木外相（当時）は、ロシアのラヴロフ外相と電話会談を行い、幅広い分野で日露間の協議や協力を進展させる重要性を確認し、日露関係を着実に進展させるため、引き続き議論を重ねることで一致した。同年9月、茂木外相（当時）は、ラヴロフ外相と米国・ニューヨークで会談し、北方領土を対象としたロシアによる新たな経済特区の設置構想に遺憾の意を表明した。その上で、両外相は、北方領土問題を含む平和条約交渉等の協議を継続する考えで一致した。両外相の対面での会談は、令和2年（2020年）2月以来となった。

令和3年（2021年）10月、岸田首相は、就任後初めてプーチン大統領と電話会談を行った。両首脳は、平成30年（2018年）のシンガポール合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、平和条約交渉に取り組んでいくことを確認した。

日露間の対話は、今後も継続していくものとみられる。

イ 北方領土をめぐる動向

令和3年（2021年）2月14日、ロシアメディアは、プーチン大統領が国内メディア幹部との会談で、領土の割譲禁止を盛り込んだ令和2年（2020年）7月の改正憲法に言及し、「日本との関係は発展させたいが、憲法に反することは行わない」などと発言したと報じた。

令和3年（2021年）6月4日、プーチン大統領は、外国メディアとの会見で、日本との平和条約交渉について「継続する用意がある」と発言する一方、北方領土問題については、改正憲法を理由に日本に譲歩しない姿勢を改めて強調した。

同年7月8日、ラヴロフ外相がロシア・ウラジオストクで講演し、北方領土問題について「我々には存在しない」と主張した。ラヴロフ外相

は、日本との平和条約交渉は、「経済や外交等総合的な連携を図るもの」と述べ、領土問題を棚上げした条約交渉を求める姿勢を示した。

同月23日、プーチン大統領は、国家安全保障会議において、極東地域の視察を予定していたロシアのミシュスチン首相に対し、北方領土に「特別な注意」を向けるよう指示し、同地における日露の共同経済活動の実現に向けて、「前例のない提案」を検討していると発言した。

同月26日、ミシュスチン首相が北方領土の択捉島を訪問した。同首相は、水産加工場や病院を視察するとともに、北方領土に我が国を含む外国からの投資を誘致するため、企業側の負担を減免する特別地区の設置構想を明らかにした。ロシアの首相が北方領土を訪問するのは、令和元年（2019年）8月のメドヴェージェフ首相（当時）以来となった。

令和3年（2021年）9月3日、プーチン大統領は、ウラジオストクで開催された国際会議「東方経済フォーラム」の全体会合で演説し、北方領土における特別地区の設置を正式に発表した。プーチン大統領は、北方領土及び千島列島を特区の対象とし、進出企業の法人税等を10年間減免すると説明した。

同年10月21日、プーチン大統領は、ロシア・ソチで、各国のロシア専門家が集まる「バルダイ会議」の全体会合に出席し、日露平和条約締結交渉について「我々は条約の締結を目指す」と発言した。

(2) ロシアによる対日諸工作等

ロシアの情報機関は、世界各地において依然として活発に活動している。

令和3年（2021年）3月19日、ブルガリア当局は、ロシアのためにスパイ行為を行ったとして、国防省幹部を含むブルガリア人6人を起訴したと発表した。ブルガリア当局によると、ブルガリア軍情報部の元幹部が、機密情報を入手できる人物を仲間にリクルートするとともに、ブルガリア、北大西洋条約機構（NATO）及び欧州連合（EU）の情報を収集し、妻を使ってブルガリアの首都ソフィアのロシア大使館の職員に情報を渡していたとされる。

これまで我が国においても、ロシアの情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っている。令和3年6月、元技術文

献調査会社経営者である日本人男性が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からの依頼に応じて、本人限りの利用が認められている民間データベースサービスを不正に利用して技術文献を入手し、同部員に提供していたとして、神奈川県警察が同人らを電子計算機使用詐欺罪で検挙した。

ロシアは、今後も、大使館員、経済代表団員等を装った情報機関員による各種情報収集活動を行うなどし、先端技術の移転工作等を展開していくものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

5 経済安全保障等に関する取組

(1) 経済安全保障に関する取組

近年、安全保障の裾野が経済及び技術の分野に急速に拡大していることに伴い、我が国をめぐる経済安全保障上の脅威は、一層顕在化しつつある状況にある。特に、技術流出の脅威への対策は、国益を守る上で極めて重要である。

警察では、こうした技術情報の流出に係る情報の収集・分析に努めるとともに、違法行為に対しては厳正に対処している。

令和2年10月、当時大手化学メーカーの社員であった日本人技術者が、平成30年8月から平成31年1月にかけて、不正の利益を得るなどの目的で、その営業秘密管理に係る任務に背き、同社の営業秘密を領得するなどした上で、中国に所在する企業に開示したとして、大阪府警察が同人を不正競争防止法違反（営業秘密侵害、海外重罰適用）により検挙している。

また、警察では、関係機関や民間事業者等と緊密に連携しながら、民間事業者等に対して、検挙事例の具体的手口に関する情報やこれを踏まえた留意事項を提供するなど、技術情報等の流出防止に向けた取組を一層強力に推進していくこととしている。

(2) 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを徹底しており、これまでに39件の大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙している。令和3年7月、警視庁は、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのあるサーボモーターを中国向けに不正輸出しようとした外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出未遂）事件を検挙した。

これまでに検挙した事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や、摘発逃れを目的とする輸出品目及び輸出名義人の偽装等、悪質・巧妙な手口が確認されている。

警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、情報の収集・分析及び違法行為に対する取締りを更に徹底することとしている。

また、我が国は、国際社会の平和と安定に対する重大な脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想（P S I（注）」に、発足当初から積極的に参加している。

（注）P S I：Proliferation Security Initiativeの略

6 不法滞在者対策

(1) 外国人入国者等の動向

令和3年6月末時点の訪日外国人旅行者数は約10万人（日本政府観光局（J N T O）推計値）で、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、前年同期と比較して約385万人の大幅な減少となった。

また、同月末時点の在留外国人数（注）は約282万人と、令和2年末時点と比較して約6万人減少した（出入国在留管理庁発表）。

（注） 在留外国人数

中長期在留者と特別永住者を合わせた数

(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和3年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、7万3,327人であり、同年1月1日時点と比較して9,541人減少した（出入国在留管理庁発表）。国籍別では、不法残留者の過半数を占める韓国、ベトナム、中国、タイ及びフィリピンの上位5か国全てが減少し、在留資格別でも、「短期滞

在」、「技能実習」、「特定活動」(注)、「留学」及び「日本人の配偶者等」の上位5在留資格全てが減少した。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書等を使用して在留資格を偽るなどして不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和3年6月末時点における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員は1,704人(暫定値)と前年同期と比較して316人の減少、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は176人(暫定値)と前年同期と比較して168人の減少となった。

今後も、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されることから、警察では、出入国在留管理官署と連携して不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行っていくこととしている。

(注) 「特定活動」

出入国管理及び難民認定法が規定する在留資格の一つ。「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」(同法別表第一の五)とされ、法務省ウェブサイトでは、外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ等が例示として挙げられている。

第3 国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

(1) イスラム過激派

ISILは、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を喪失し、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により当時の指導者バグダーディが殺害されたものの、その数日後には、新指導者として、アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシ（アミール・ムハンマド・サイード・アブダル・ラフマン・アル・マウラ）を指名した。

ISILは、これまでイラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ISIL有志連合」参加国等に対するテロや、爆発物や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けており、令和3年（2021年）中も、ISILの過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生している。また、イラク及びシリアでISILが支配地域を喪失したことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れて、母国への帰国又は第三国へ移動することにより、同人らがこれらの地でテロを行う危険性が指摘されてきた。一方で、旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ収容施設又は難民キャンプに収容されており、その脅威は継続している。さらに、戦闘員以外の女性や子供の帰還についても、同人らが過激思想に感化されている可能性を考慮すれば、帰国後にテロ対策上の脅威となることが懸念されている。

AQは、近年、各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面しているものの、指導者アイマン・アル・ザワヒリが引き続き反米・反イスラエルの思想を主張している。また、中東、アフリカ等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っている。

令和2年（2020年）9月以降、フランス週刊紙シャルリー・エブドによる預言者ムハンマドの風刺画再掲載をめぐって、フランス国内において、同年10月末までに刃物使用のテロ事件が3件発生し、同年11月には、オーストリア・ウィーンにおいて銃撃事件が発生したほか、ISIL、AQ及びその関連組織や支持者らは、欧米諸国におけるテロ実行を引き続き呼び掛けており、

脅威は継続している。

令和3年（2021年）8月末、アフガニスタンにおける駐留米軍の撤退が完了し、同国では、タリバーンが政権運営を進めている。この現状が、米軍撤退を勝利と捉えるイスラム過激派に刺激を与え、アフガニスタン国内外でのテロの脅威を高めることが懸念されている。また、アフガニスタン国内では、AQが活動を活発化させるおそれがあるほか、タリバーンによる治安対策、ISIL-K等その他テロ組織への対応によっては、同国がテロ組織の活動拠点となる可能性がある。

(2) 我が国を標的とするテロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおけるテロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際にシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、ISILはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しした。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、ISILやAQ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする国の権益を狙ってテロを実

行する、いわゆるホームグロウン・テロリストによる事件が数多く発生している。我が国においても、I S I L 関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I L への支持を表明する者が国内に存在しており、I S I L やA Q 関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でI C P O を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

2 日本赤軍及び「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子については、第一審で懲役20年の判決が言い渡され、平成22年8月に判決が確定した。現在は、重信を含む日本赤軍メンバー4人が服役している。

日本赤軍は、平成13年4月、重信が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

(2) 「よど号」グループ

昭和45年3月31日、故田宮高^{たかまる}曆ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており（岡本武及びその妻は死亡したとされているが、真偽は確認でき

ていない。) このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

平成24年11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、平成26年11月には北朝鮮の特別調査委員会（平成28年2月に北朝鮮が解体を表明）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

3 国際テロ対策等

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、警察が重点的に取り組むべき事項を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進するとともに、平成27年（2015年）11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化・加速化してきた。

さらに、平成29年（2017年）には、同年5月の英国・マンチェスターのコンサートホールにおける自爆テロ事件、同年8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

過去には、オリンピックをはじめとする大規模なスポーツイベントの開催前や開催期間中にテロが発生していることなどを踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて計画的に対策を推進した結果、国際テロの発生はなかったが、引き続き、未然防止に万全を期す必要がある。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

(2) 水際対策の強化

テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審

査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に關係省庁の課長級で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を設置し、關係機関が行う水際対策の調整を図っている。国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（注）が置かれ、關係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等により水際対策に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、A P I S、B I C S及びPNR（10～11頁（注1）～（注3）参照）が運用されているところ、警察では、これらの運用に資する情報を提供するなど、關係省庁と連携して水際対策の強化を図っている。

（注） 空港・港湾危機管理（担当）官

水際危機管理に関する専門的事項の調査、企画及び立案に参画し、關係事務に関し必要な調整を行う者であり、全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官には都道府県警察の警察官が充てられている。

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売等で容易に入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する事件や化学物質を保管管理している学校からの窃取事案が発生している。

このため、警察では、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び文部科学省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、關係団体、学校等に対する周知・指導を要請している。また、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。あわせて、学校等に対しても、化学物質の適切な保管管理等を要請している。

さらに、ウェブサイト上で爆発物の製造方法に関する情報を入手したり、

インターネット通信販売で原料を入手したりすることにより爆発物を製造する事案が発生していることを踏まえ、爆発物の製造方法等に関する有害情報の発見及びプロバイダ等に対する削除要請を推進している。

このほか、諸外国において産業用爆薬を使用したテロ事件が発生している事態を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

(4) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。特に、全国の原子力関連施設では、銃器等使用事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警備に当たっている。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(5) 小型無人機対策

警察では、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等を適切に運用するなど、小型無人機を使用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、資機材を有効に活用するなどして、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、危害発生防止に努めている。

また、政府では、令和4年度をめぐりとして小型無人機の有人地帯での目視外飛行を実現するべく、所要の法令の整備や技術開発を進めており、警察庁としても、小型無人機の安全な飛行の確保や小型無人機を利用したテロ等の

防止の観点から、政府における検討に参画している。今後、小型無人機の利用の拡大や機能の向上を踏まえた対策が更に重要になることから、警察では、必要な資機材の整備、訓練の実施等により、対処能力の向上に引き続き取り組むこととしている。

(6) N B C テロ対策

N B C テロ事案が発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）の機動隊等に、高度な装備資機材を配備したN B C テロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察の機動隊等には、必要な装備資機材を配備したN B C テロ対策部隊を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、特定病原体等所持者等の事務所等に対して警察庁職員による立入検査等を実施し、防護体制や防犯体制の強化を事業者に要請している。

このほか、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会と緊密に連携して、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者の事務所等に対して都道府県警察職員による立入検査等を実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（S A T : Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。

また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(9) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察及び福岡県警察に警察官を増員し、特に沖縄県警察には、自動小銃やヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊（国境離島警備隊）を設置した。訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。

(10) 防衛省・自衛隊との連携

警察では、防衛省・自衛隊との間で、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、都道府県警察において自衛隊との共同訓練を実施しており、令和2年中には図上訓練を5回、実動訓練を28回実施した。

また、平成24年6月、四国電力伊方原発の敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各原発においても同様の訓練を実施している。

(11) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、内閣官房及び各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極

的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、事態発生時における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(12) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。令和3年(2021年)9月にはG7内務・安全担当大臣会合が英国・ロンドンで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ/リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構(JICA)と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大で海外渡航が厳しく制限されたことに伴い、令和3年(2021年)中は、多くの各種国際会議等が延期、中止又はリモート開催されることとなった。テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を施行した。我

が国では、同特別措置法及び外為法に基づき、403個人120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告（令和3年11月25日現在）している。

第4 サイバー空間における警備情勢

1 サイバー攻撃の脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた^{ちょう}諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっている。サイバー攻撃には、攻撃の実行者の特定が難しい、攻撃の被害が潜在化する傾向がある、国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

(1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。我が国では、これまでサイバーテロは発生していないが、海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

(2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。また、我が国に対するテロの脅威が継続していることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれもある。

(3) サイバー攻撃の手口

サイバー攻撃に用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュー

々に命令するものなどがある。また、不正プログラムに感染させる手口としては、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールによる標的型メール攻撃が代表的である。

2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況

サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢が続いており、今後もサイバー攻撃の手口の更なる巧妙化・多様化が懸念される。

(1) 国内

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が多発しており、令和3年（2021年）には、政府機関や研究機関等で被害が発生するなど、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成27年（2015年）6月、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。また、平成30年2月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所に対し、外部から不正アクセスがあったことが確認され、同年7月に同研究所のメールシステムや管理用ネットワーク内のシステムへの不正アクセスにより、知的財産に関する情報や個人情報の窃取又は閲覧が行われた可能性があるとの調査結果が発表された。

令和3年3月、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、同機構の基幹ネットワークシステムに対する不正アクセスが行われていたことを発表した。当該不正アクセスにより、同機構の職員等の氏名、職員番号、アカウント、メールアドレス等が窃取された。

同年4月、内閣府は、内閣府、内閣官房、復興庁及び個人情報保護委員会の職員が使用するファイル共有ストレージが不正アクセスを受けていたことを公表した。当該不正アクセスにより、不正アクセスを受けたファイルに含まれていた231人分の個人情報が流出した可能性がある。

同年5月、我が国の大手ITベンダーは、関係者と情報共有を行うためのプロジェクト情報共有ツールが不正アクセスを受け、当該ツールに保存され

ていた情報の一部が窃取されたことを発表した。窃取された情報には、我が国の政府機関等が提供した情報が含まれていたほか、官民の参加したサイバーセキュリティに関する情報共有訓練に関する情報が含まれていた。

同年9月、原子力規制庁は、原子力規制委員会に対する不正アクセス事案に関する最終報告を発表した。同報告では、原子力規制委員会ネットワークシステムに対する不正アクセスにより、職員及び請負業者の認証情報を含むデータが窃取されたとし、また、攻撃者は、窃取した職員及び請負業者の認証情報を悪用して、システム内に侵入したなどとしている。

(2) 国外

近年、世界各国で重要インフラの基幹システムの機能停止や機密情報の窃取を企図したとみられるサイバー攻撃が相次いで発生しており、今後も世界的規模でのサイバー攻撃の発生が懸念される。

ア 発生状況

令和3年(2021年)2月、フランス国家情報システムセキュリティ庁(ANSSI)は、平成29年(2017年)から令和2年(2020年)にかけて、同国内のソフトウェア大手企業、ウェブホスティングプロバイダー等の複数の組織に対して、サイバー攻撃集団「Sandworm」によるものと類似するサイバー攻撃が行われていたとの報告書を発表した。

同月、米国フロリダ州オールズマー市において、水道システムに何者かが不正に侵入し、水酸化ナトリウムの濃度を通常の100倍以上に設定する事案が発生した。攻撃者は、リモートアクセスソフトウェア「TeamViewer」を介して当該システムに侵入した可能性があるが、治安当局は、オペレーターがこの異常な増量に気づき、設定値を元に戻したため、重大な健康被害等は生じなかったとしている。

イ 各国に関する情勢

(ア) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っていると考えられている。

平成29年(2017年)12月、米国は、同年5月に発生した「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアの感染事案について、北朝鮮によるもので

あるとして、北朝鮮を非難する旨発表した。我が国は、同事案の背景に北朝鮮の関与があったと断定し、米国の発表を支持した。

令和3年(2021年)2月、米国司法省は、過去のサイバー攻撃事案に関与したとして、サイバー攻撃集団「Lazarus」に所属する北朝鮮ハッカー3人を起訴したと発表した。起訴内容には、平成26年(2014年)の米国ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントに対するシステム破壊を伴うサイバー攻撃、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)にかけて実行されたバングラデシュ中央銀行等に対する金銭窃取を目的としたサイバー攻撃、平成29年(2017年)に世界各国の政府機関、病院、銀行、企業等に被害を発生させたランサムウェア「WannaCry」を用いたサイバー攻撃等が含まれている。

(4) 中国

中国は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っていると思われる。

平成30年(2018年)12月、米国、英国等は、中国を拠点とする「APT10」といわれるサイバー攻撃集団に関して、中国政府からの指示によってサイバー攻撃を行っているなどとする非難声明を発表した。我が国においても、「APT10」からの民間企業、学術機関等を対象とした長期にわたる広範な攻撃を確認しており、かかる攻撃を断固非難する外務報道官談話が同月発表された。

令和2年(2020年)5月、FBIは、中国と関連のあるサイバー攻撃集団等による、米国の新型コロナウイルス感染症に関連した研究機関を標的とした攻撃について捜査していると発表した。攻撃者は、新型コロナウイルス感染症に関連する研究に係るネットワーク等から、知的財産及びワクチン、治療法等に関連する情報の不正取得を試みていたとしている。これを受け、米国国務省は、かかる試みを非難すると発表し、中国に対して、悪意ある活動を中止するよう求めた。

令和3年(2021年)7月、米国司法省は、航空、防衛、バイオ医薬品分野等に関する情報を標的として、米国、英国、ドイツを始めとした複数の国々にサイバー攻撃を行っていたとして、サイバー攻撃集団「APT40」

の構成員4人を起訴したと発表した。標的とされた情報には、潜水艦及び自動運転車に関する機微な技術情報、感染症に関する研究情報等が含まれていたとしている。

(ウ) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行ってきたとみられている。

令和2年(2020年)7月、米国、英国及びカナダは、新型コロナウイルス感染症に関連する研究及びワクチン開発に関連して、ロシアが主体の「APT29」(Cozy Bear、The Dukes)と呼ばれるサイバー攻撃集団が研究情報及び知的財産を窃取しようとしているとして、注意喚起した。特に英国は、ロシアの行動を全く受け入れられないとし、無責任なサイバー攻撃を中止するよう求めた。

同年10月、米国司法省は、平成27年(2015年)から平成28年(2016年)にかけて発生したウクライナに対するサイバー攻撃、平成30年(2018年)の平昌冬季オリンピック競技大会に対するサイバー攻撃等に関与したとして、ロシア軍参謀本部情報総局(GRU)に所属する6人を起訴したと発表した。平昌大会に対するサイバー攻撃では、数千台のコンピュータが被害を受けたなどとしている。

同年12月、米国サイバーセキュリティ・インフラストラクチャー・セキュリティ庁(CISA)は、遅くとも同年3月から米国の政府機関、重要インフラ事業者等が同国の大手ソフトウェア開発企業SolarWinds社製ソフトウェアのぜい弱性を利用したサイバー攻撃の被害を受けているとして、必要な対策を講じるよう注意喚起した。また、令和3年(2021年)4月、米国は、本件に関連して、対ロシア制裁を発動する大統領令を発出し、外交官10人の追放、32の団体・個人への制裁対象追加等の措置が発動された。また、米国は、当該サイバー攻撃については、ロシア対外情報庁(SVR)を背景とするサイバー攻撃集団「APT29」が実行したと断定している。

3 サイバー攻撃対策

(1) 体制

警察庁では、サイバー攻撃対策室が、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、サイバー攻撃対策室長を長とする「サイバー攻撃分析センター」において、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。

また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察（注）には、「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置している。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃事案に対する警察全体の捜査能力の向上を図っている。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。

さらに、警察庁及び全国の情報通信部に都道府県警察のサイバー攻撃対策部門へ技術的な面から支援を行う部隊である「サイバーフォース」を設置している。また、警察庁の「サイバーフォースセンター」は、全国の「サイバーフォース」の司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には被害状況の把握等を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラムの解析、全国の「サイバーフォース」に対する指示等を行っている。

（注） 14都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、外国治安情報機関との情報交換を行うとともに、ICPOを通じるなどして、外国捜査機関との間で国

際捜査協力を積極的に推進している。

令和2年上半期には、主にIoT機器が標準設定として使用している1024番以上の宛先ポート（注1）へのアクセスが増加し続け、IoT機器に対するサイバー攻撃やぜい弱性を有するIoT機器の探索行為が増加しているとみられる中、不正プログラム「Mirai」（注2）の探索行為による不審なアクセスを多数観測したことから、警察庁ウェブサイト「@police」を通じて、IoT機器等の利用者に対し、ユーザ名及びパスワードを推測されにくいものにするなどのセキュリティ対策を講ずるよう注意喚起を行った。また、サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC2サーバ（注3）について、サーバを管理する事業者等に働き掛け、不正な蔵置ファイルを削除するなどのC2サーバの機能停止（テイクダウン）を行うよう依頼するなどして、C2サーバの無害化措置を促進している。

（注1） ポート

TCP/IP通信（インターネット等で用いられているネットワーク上でデータを交換する際の取り決め）において、利用するサービスを識別するためのインターフェースであり、0から65535までの番号が割り当てられている。

（注2） Mirai

IOT機器等に感染し、DoS攻撃等を行う不正プログラム的一种

（注3） C2サーバ

Command and Control server（指令制御サーバ）の略。C&Cサーバと省略する場合もある。制御の中心として、不正プログラムに感染した端末に指令を送り動作させるなどするサーバのこと。

(3) 官民連携の推進

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っている。

このほか警察では、平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請している。また、我が国の事業者等を対象としたサイバー攻撃が呼び掛けられていることなどを認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

さらに、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,200の事業者等（令和3年7月現在）との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等とで構成する不正プログラム対策協議会において、不正プログラムに関する情報共有を行っているほか、警察庁とセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者とで構成するサイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会において、標的型メール攻撃等に利用される不正プログラムの接続先等の情報を共有することにより、我が国の事業者等が不正な接続先へ通信を行うことを防止している。

4 アトリビューションにより国家レベルの関与を明らかにしたサイバー攻撃事案

(1) 中国人民解放軍を背景に持つ可能性の高いサイバー攻撃集団「Tick」によるサイバー攻撃事案

ア レンタルサーバ不正契約事件被疑者の検挙

中国共産党員の男（30歳代）は、平成28年9月から平成29年4月までの間、合計5回にわたり、住所、氏名等の情報を偽って日本のレンタルサーバの契約に必要な会員登録を行った。警視庁公安部は、令和3年4月、同男を私電磁的記録不正作出罪・同供用罪で検挙した。

イ 一連のサイバー攻撃に関与した背景組織の特定

本事件の捜査を通じ、警察では、同男が不正に契約したレンタルサーバが宇宙航空研究開発機構（JAXA）等に対するサイバー攻撃に悪用されたことを把握するとともに、同攻撃の実態解明の過程で、同一の攻撃者が関与している可能性が高いサイバー攻撃が約200の国内企業等に対して実行されたことを把握した。

本事件被疑者・関係者の供述をはじめ数多くの証拠を積み上げた結果、

これらのサイバー攻撃が「Tick」と呼ばれるサイバー攻撃集団によって実行されたものであり、このTickの背景組織として、山東省青島市を拠点とする中国人民解放軍第61419部隊が関与している可能性が高いと結論付けるに至った。

ウ 被害企業等に対する注意喚起

警察では、これらのサイバー攻撃を認知後、被害企業等に対し、速やかに不正プログラムへの感染可能性や有効な対応策について個別に情報提供を実施した（注1）。

また、一連のサイバー攻撃は、日本製ソフトウェアのぜい弱性が悪用されたゼロデイ攻撃（注2）であったことから、このソフトウェアの開発企業と協力し、ぜい弱性の存在と有効な対応策について広く周知した。

（注1） 令和3年4月時点、これら被害企業等において情報流出等の被害は確認されていない。

（注2） OSやアプリケーションのぜい弱性に対応するパッチがソフトウェアの開発企業等から提供される前に、そのぜい弱性を悪用して行われる攻撃の総称

(2) 中国政府を背景に持つ可能性の高いサイバー攻撃集団「APT40」によるサイバー攻撃事案

ア 外務報道官談話の発出

令和3年（2021年）7月、英国、米国等は、中国政府を背景に持つ「APT40」と呼ばれるサイバー攻撃集団等に関して非難声明を発表し、また、米国は、APT40の構成員4人を起訴した（注）。我が国も、APT40は中国政府を背景に持つものである可能性が高いと評価した上、英国、米国等の発表を支持し、悪意あるサイバー活動を断固非難するとともに、厳しく取り組んでいく旨の外務報道官談話を、同月19日に発表した。

（注） 87～88頁参照

イ 被害企業等に対する注意喚起

同日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は、本件に関して、引き続き国内外の関係機関と連携し、被害の未然防止及び拡大防止に向けて情報収集や対策等を進めていく旨を発表した。事業者等に対しては、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることに加え、実際

に情報流出等の被害が発生していなかったとしても、不審な動きを検知した場合は、速やかに所管省庁及びセキュリティ関係機関に連絡するとともに、警察にも相談するよう注意喚起した。

加えて、警察では、攻撃を認知後、攻撃の対象となっていた企業に対して、速やかにマルウェアの感染可能性や有効な対応策について、個別に情報提供を実施し、被害拡大防止の措置を講じた（注）。

（注） 令和3年7月時点、これら企業において情報流出等の被害は確認されていない。

今後も捜査を含めた実態解明、警察の全国ネットワークを活用した幅広い分野の事業者等との情報共有や共同対処訓練の実施を通じた官民連携、外国治安情報機関との緊密な情報交換による国際連携を有機的に組み合わせ、サイバー攻撃の脅威の全体像の把握や被害の未然防止・拡大防止を強力的に推進していく。

第4章 警備実施

第1 警衛

天皇陛下は、令和3年（2021年）中、2020年東京オリンピック競技大会開会式御臨席（7月：東京都）及び2020年東京パラリンピック競技大会開会式御臨席（8月：東京都）のため行幸になった。

なお、天皇皇后両陛下が例年御臨席等される行事（全国植樹祭、国民文化祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会等）は、オンラインによる行幸啓又は中止となった。

秋篠宮皇嗣殿下は、令和3年中、天皇陛下の御名代として2020年東京オリンピック競技大会閉会式御臨席（8月：東京都）及び2020年東京パラリンピック競技大会閉会式御臨席（9月：東京都）のためお成りになった。

なお、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が例年御臨席等される行事（全国高等学校総合体育大会、全国育樹祭、全国障害者スポーツ大会、全国みどりの愛護のつどい等）は、オンラインによるお成り又は中止となった。

警察では、皇室と国民との親和に配慮しつつ、天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の御身の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故の防止等を図っている。

第2 警護

1 国内要人

菅首相（当時）は、令和3年（2021年）4月に首脳会談等のため米国を、同年6月にG7コーンウォールサミット出席等のため英国を、同年9月に日米豪印首脳会合出席等のため米国をそれぞれ訪問した。

岸田首相は、同年11月にCOP26（第26回気候変動枠組条約締約国会議）世界リーダーズ・サミット出席等のため英国を訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身の安全を確保した。

2 外国要人

令和3年中は、国賓、公賓及び公式実務訪問賓客としての外国要人の来日はなかった。

第5章 自然災害等への対応

第1 大規模災害への対応能力の強化

近年、我が国における豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化している。さらに、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、発生が切迫しているとされている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震のほか、火山噴火をはじめとする多様な災害にも備えなければならない。そこで、警察では、令和3年（2021年）4月以降、以下の対策を実施し、災害対応能力の強化に努めている。

1 「警察庁災害対応指揮支援チーム」の創設

大規模災害発生時には、迅速な情報収集、要救助者の救出救助、関係機関との連携、派遣部隊の運用等対応すべき事項が多岐にわたるところ、災害対応の現場においては、豊富な経験や高い知見を有する職員が指揮に当たることが有用である。そこで、警察庁では、令和3年4月、被災地を管轄する都道府県警察における都道府県警察本部長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言を行うほか、被災地を管轄する都道府県警察と警察庁災害警備本部等との連携を強化するため、「警察庁災害対応指揮支援チーム」（英語名「National Police Agency Disaster Response Command Support Team」、略称「D - S U T（ディー・サット）」）。以下「D - S U T」という。）を創設した。

2 警察用航空機の運用等に関する規則の改正

近年、警察の災害対応において、警察用航空機の運用の在り方やその能力向上の重要性が高まっている。こうした情勢を背景として、令和3年4月、警察航空隊の主たる任務を「災害その他の場合における警備実施」とするほか、警察庁長官による指揮監督権を明確化するなどの規則の見直し等を行った。また、令和3年度内をめどとして、都道府県警察における警察用航空機の運用事務について地域部門から警備部門への移管を進めている。

3 災害対策基本法等の改正に伴う対応

令和3年4月28日、災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立し、同年5月20日から施行された。この改正により、非常災害対策本部の本部長が内閣総理大臣とされたほか、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部が新設された。これを踏まえ、警察庁では、令和3年6月、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を修正し、非常災害警備本部の長を警察庁長官としたほか、警察庁次長を長とする「特定災害警備本部」を新設した。

第2 地震による被害

令和3年（2021年）中は、震度5強以上の地震が5回発生した。地震による人的被害（10月31日現在）は死者1人等であった。

このうち、主な地震の概要、警察措置等については、次のとおりである。

1 地震の概要

(1) 福島県沖を震源とする地震

令和3年2月13日午後11時7分頃、福島県沖の深さ55キロメートルを震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、宮城県蔵王町、福島県相馬市、国見町及び新地町で震度6強を記録した。これにより死者1人等の被害が発生した。

(2) 千葉県北西部を震源とする地震

令和3年10月7日午後10時41分頃、千葉県北西部の深さ75キロメートルを震源とするマグニチュード5.9の地震が発生し、埼玉県川口市、宮代町及び東京都足立区で震度5強を記録した。

2 警察措置等

管轄区域内で被害が発生した関係都道府県警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集等を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規

模地震等における措置等について、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえつつ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めていくこととしている。

第3 大雨による被害

令和3年(2021年)中の大雨による人的被害(10月31日現在)は、死者41人、行方不明者2人等であった。

このうち、主な大雨の概要、警察措置等については、次のとおりである。

1 大雨の概要

(1) 令和3年7月1日からの大雨(人的被害については、10月31日現在)

令和3年6月末から同年7月上旬にかけて、西日本から東日本に梅雨前線が停滞し、梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。同年7月1日から同月3日にかけて、梅雨前線は本州南岸に停滞し、同月1日には伊豆諸島周辺で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリメートルを超える大雨となった。同月2日から同月3日にかけては、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県^の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨により静岡県熱海市において土石流が発生するなどして、死者26人、行方不明者2人等の被害が発生した。

(2) 令和3年8月の大雨(人的被害については、10月31日現在)

令和3年8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。この影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、同月11日からの総降水量が多いところで1,400ミリメートルを超える記録的な大雨となった。この大雨により土砂災害、河川の氾濫^{はん}、浸水害が発生するなどして、死者13人等の被害が発生した。

2 警察措置等

管轄区域内で大規模な被害が発生した関係都道府県警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣部隊、警察用航空機（ヘリコプター）、小型無人機等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

そのほか、警察庁では、令和3年7月3日に静岡県熱海市内で発生した土石流災害を受けて、同月3日から同月12日までの間、D - S U Tを静岡県警察本部や熱海市対策本部、被災現場の合同調整所等へ派遣し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等の支援を実施した。同派遣は、同年4月1日のD - S U T創設後、初めての派遣となった。

警察では、今後も部隊の装備資機材等の高度化や計画的な整備をはじめ、想定される被災現場における救助技術の更なる検討や警察用航空機（ヘリコプター）の積極的な広域運用による早期被害状況等の把握、効果的な部隊派遣・運用等を図り、災害対処能力の向上に努めるとともに、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

第4 台風による被害

令和3年（2021年）中は、20個の台風が発生し、うち11個が接近した。

台風による人的被害（10月31日現在）は、死者2人等であった。

このうち、主な台風の概要、警察措置等については、次のとおりである。

1 台風第9号及び第10号の概要（人的被害については、10月31日現在）

令和3年8月4日、南シナ海で発生した台風第9号は、東シナ海を北東へ進み、同月8日午後8時に鹿児島県枕崎市付近に上陸、九州地方を通過した後、同月9日午前9時に中国地方で温帯低気圧に変わった。その後、台風から変わった温帯低気圧は、同月10日にかけて日本海から東北地方を東に進み、日本の東海上に達した。台風や台風から変わった温帯低気圧の影響により、西日本や北日本を中心に記録的な大雨となった。

また、同月5日、沖縄本島付近で発生した台風第10号は、日本海の南海上を北東へ進み、同月8日昼前にかけて関東甲信地方に最も接近した後、日本の東を東寄りに進み、温帯低気圧となった、台風を取り巻く発達した雨雲の影響により、沖縄地方や関東地方の太平洋側を中心に大雨となった。これにより死者2人等の被害が発生した。

2 警察措置等

管轄区域内に被害が集中した島根県警察等では、警察本部長を長とする災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、被災状況についての情報収集や行方不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も各種合同訓練の積極的な実施を推進し、関係機関との連携強化等を図るほか、装備資機材の整備を進めるなど、災害対処能力の向上に努め、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

第5 各種感染症への対策

1 新型コロナウイルス感染症への対応

警察では、職員の感染防止のための取組を徹底し、各都道府県における感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ必要な措置を講じるなど「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を推進している。

警察庁では、令和2年(2020年)1月26日、警備局長を長とする「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対策本部」を設置し、同月30日、次長を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組した。さらに、同年3月26日には、政府に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことを受け、警察庁長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

警察では、「コロナ禍」にあっても警察力を維持するため、例えば、機動隊

等の訓練や災害対応等における感染防止対策にも留意するなど、緊急事態対処に備えた集団警備力の維持確保に努めているほか、警察職員間又は警察職員と接する一般の方等への感染防止の観点から、各種感染拡大防止対策を講じている。

そのほか、警察では、空港等における警戒警備、「コロナ禍」で利用者が急増しているウェブ会議システムのぜい弱性につけ込んだサイバー攻撃に係る注意喚起、感染拡大に伴う混乱等に乗じた犯罪の取締り、都道府県知事による住民に対する外出・移動自粛要請等に伴うトラブル等の発生防止のための措置、警察関係行政手続の臨時措置等に取り組んでいる。

2 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年（2013年）4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、平成26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、平成25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

3 その他国際的に脅威となる感染症への対応

エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、平成27年9月、関係機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国

「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備第二課特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（平成27年9月）」及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月）」を踏まえ、関係機関が一体となって行う感染防止対策へ積極的に参画するとともに、情勢の変化に対応した体制の見直し、感染症対策に関する研修・教養、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練、必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。